

第 12 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 2 日)

平成 18 年 1 2 月 1 3 日 (水曜日)

議事日程

平成 18 年 1 2 月 1 3 日 午前 9 時 3 3 分開議

日程第 1 一般質問

通告 順	議席番号	氏 名	質 問 事 項
1	18	沢 田 正 己	1. 巡回バスについて 2. 9号線とフォーラム間の町道新設工事のその後について 3. ナスパルタウンに公民館の建設を
2	2	西 尾 寿 博	1. 障害者自立支援法施行に伴う問題について 2. 指定管理者募集について
3	20	西 山 富 三 郎	1. 集中改革プランの公表について 2. 大山恵みの里づくり計画について 3. 特別天然記念物オオサンショウウオを子どもたちに
4	11	諸 遊 壊 司	1. 健康増進施策として温水プールの早期実現を
5	3	吉 原 美 智 恵	1. ボランティアサポートセンターの設立準備を
6	5	敦 賀 亀 義	1. イベントの効率化について
7	8	岩 井 美 保 子	1. 教育問題について 2. 空き校舎の活用について
8	6	森 田 増 範	1. ケーブルテレビ地域情報チャンネルのり活用を 2. 大山恵みの里づくり具現化にむけて
9	7	川 島 正 寿	1. 町道等に町が買収した土地の登記の徹底を 2. 町民の声「聞く耳ボックス」の成果は

			<ul style="list-style-type: none"> 3. 障害者自立支援法の対策・説明はなされたか 4. 中山温泉を健康作りの里に 5. 基幹産業、農業への取り組みについて
10	9	秋田 美喜雄	<ul style="list-style-type: none"> 1. 保育所運営について
11	14	岡田 聰	<ul style="list-style-type: none"> 1. 新型交付税導入の対策は 2. 「障害者自立支援法」施行について

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

通告 順	議席番号	氏 名	質 問 事 項
1	18	沢田 正己	<ul style="list-style-type: none"> 1. 巡回バスについて 2. 9号線とフォーラム間の町道新設工事のその後について 3. ナスパルタウンに公民館の建設を
2	2	西尾 寿博	<ul style="list-style-type: none"> 1. 障害者自立支援法施行に伴う問題について 2. 指定管理者募集について
3	20	西山 富三郎	<ul style="list-style-type: none"> 1. 集中改革プランの公表について 2. 大山恵みの里づくり計画について 3. 特別天然記念物オオサンショウウオを子どもたちに
4	11	諸遊 壤司	<ul style="list-style-type: none"> 1. 健康増進施策として温水プールの早期実現を
5	3	吉原 美智恵	<ul style="list-style-type: none"> 1. ボランティアサポートセンターの設立準備を
6	5	敦賀 亀義	<ul style="list-style-type: none"> 1. イベントの効率化について
7	8	岩井 美保子	<ul style="list-style-type: none"> 1. 教育問題について 2. 空き校舎の活用について

8	6	森田増範	1. ケーブルテレビ地域情報チャンネルのり活用を 2. 大山恵みの里づくり具現化にむけて
9	7	川島正寿	1. 町道等に町が買収した土地の登記の徹底を 2. 町民の声「聞く耳ボックス」の成果は 3. 障害者自立支援法の対策・説明はなされたか 4. 中山温泉を健康作りの里に 5. 基幹産業、農業への取り組みについて
10	9	秋田美喜雄	1. 保育所運営について
11	14	岡田 聰	1. 新型交付税導入の対策は 2. 「障害者自立支援法」施行について

出席議員（21名）

1番 近藤大介	2番 西尾寿博
3番 吉原美智恵	4番 遠藤幸子
5番 敦賀亀義	6番 森田増範
7番 川島正寿	8番 岩井美保子
9番 秋田美喜雄	10番 尾古博文
11番 諸遊壊司	12番 足立敏雄
13番 小原力三	14番 岡田 聰
15番 二宮淳一	16番 椎木 学
17番 野口俊明	18番 沢田正己
19番 荒松廣志	20番 西山富三郎
21番 鹿島 功	

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 小谷正寿 書記 …………… 汐田美穂

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 山口隆之 助役 …………… 田中祥二
 教育長 …………… 山田 晋 代表監査委員 …………… 椎木喜久男
 大山支所長 …………… 河崎博光 中山支所長 …………… 田中 豊

総務課長 …………… 諸 遊 雅 照
住民生活課長 …………… 福 田 勝 清
地域整備課長 …………… 押 村 彰 文
水道課長 …………… 小 西 正 記
人権推進課長 …………… 近 藤 照 秋
社会教育課長 …………… 麴 谷 昭 久
観光商工課長 …………… 福 留 弘 明
農業委員会事務局長…高 見 公 治

企画情報課長 …………… 後 藤 透
税務課長 …………… 野 間 一 成
産業振興課長 …………… 渡 辺 収
福祉保健課長 …………… 松 岡 久美子
教育次長…………… 狩 野 実
幼児教育課長…………… 高 木 佐奈江
診療所事務局長…………… 中 田 豊 三

午前 9 時 3 3 分 開会

○議長（鹿島 功君） みなさんおはようございます。ただいまの出席議員は 21 人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議長（鹿島 功君） 日程第 1、一般質問を行います。通告順に発言を許します。
18 番 沢田正己君。

○議員（18 番 沢田 正己君） おはようございます。今日は中山のサークルの方がお出でになられて非常に緊張しております。あがらんように努力します。

そういたしますと通告順にということで、私がトップで一般質問するわけですが、私は町長が 2 期も 3 期も、とにかく強固で町政を担っていくという考え方から、ひとつ町長にですな、3 町のバランスが必要であるというふうに考えます。そういうことからしてですね、名和町には巡回バスが通っている訳なんです、ところが中山町と大山町には巡回バスがありません。この件につきまして町長はどのように考えておられるのか。

私はこの巡回バスにつきましては、老人の方につきまして、非常にええ事業だなと感じております。また我々中山の住民から言わせると、「なんと名和には巡回バスが通っておって、中山にはなんで通らんだえ」ということですが、私も内容はよく分かりませんので、ここで町長の方から、「いや、これはいいことなだから、必ず中山も大山も巡回バスを通しますよ」ということのお返事が聞きたくて一般質問するわけですが。町長におかれましてでも、立派な町政を築いていただいております、ところが中山の方から、「やっぱり町長が出ないけんだいや、それでこげなことがないだけ」というふうな声があってはこれは大変だと思ひまして、町長の方にですな、是非中山にも大山にも巡回バスを通して、老人の方が利用されるには、若い者はもちろん車で通勤され、また病院あたりでも通院しているわけですが、ところがひ

と年取りますと、「ああ免許証も戻さないけんな」。免許証戻した時なんで行くだろうか。若い者は勤めで送ってくれんし、毎日ハイヤー使っておってもかなわんが、片道など巡回バスが通ればいいがなという、その声を非常に耳にしております。そういうことから一つ町長にですな、「おおそういうことなら通してあげないけんな」ということを一つ回答していただきますことを特にお願いしまして第一問の質問終わります。よろしく申し上げます。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは沢田議員さんのご質問に答弁させていただきたいと思っております。

中山地区、大山地区にも巡回バスを走らせてはどうかというご提案でございます。これは合併前の交通政策の違いによりまして、それぞれ3地区異なってさまざまな選択がなされてきている、その結果だというふうに思っております。

町内の移動手段の確保、これはそれが困難であるということは、自らがそれぞれ主体的に行動する機会が少なく、行動範囲を狭める結果になります。バス施策は、充実感が実感できる生活環境づくりの観点から、大切なことではないかというふうに考えておるところであります。

こういったことを考える中で3地区の実態を踏まえ、バス対策についての状況を申し上げたいというふうに思います。

まず、中山地区におきましては、合併以前よりこういった交通弱者の方々に対しては福祉タクシーの制度がありまして、その利用者が多くあるというふうに伺っておるところであります。

しかしながら今ご指摘のようなご意見もあるところでありますので、巡回バスの利用が実際にどのくらいあるのかということ、それを巡回の経路を検討し、需要を把握するため、まずは試行運行を進めてみたいというふうなことでの検討を今考えておるところでございます。

また名和地区の巡回バスにつきましては、利用者の少ない時間帯の運行をどうするのか、あるいは運行の経路、あるいは運行の経費、これが今100円ということでワンコインでやっておるわけではありますが、利用者の負担額を考えてみた場合に、その経費とのバランスの中でどうあるべきかというところも考える時期にきているのではないかなというふうに思っております。

いずれにしても利用実態を精査しながら、利用者のご理解を得ながらそれぞれの時期、時期に見直しをしていくということが必要であろうというふうに考えておるところであります。

また大山地区につきましては、バス路線が非常に本数も多く充実しておるところであります。この利用に力を入れていったものというふうに思うところであります。

しかしながらバスの利用もなかなか伸びていないという状況もあるところであります。当面今、バス会社との協議の中で、今のバス路線を中心にしながら集落の中にまで入り込む、そういった経路に変更できないかということは今バス会社とその方向について検討をしているところであります。以上、そういった検討を加えながら今地域住民の皆さんの交通手段についての施策を、取り組みを今進めておるといところでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。以上です。

○議長（鹿島 功君） 18番 沢田正己君。

○議員（18番 沢田 正己君） ただ今町長の答弁を聞きまして、私が一番心配することは、私がこういう発言をしたがために、名和町の巡回バスが無くなるということになれば、これは名和町のものに対して大変申し訳ないと思うわけです。ですからこれは前向きに是非進めていただきたいことを特にお願い申し上げまして次に移ります。

次、9号線とフォーラム間の道路新設改良工事のその後についてでございますが、私は、なかやま温泉館、また生活想像館、フォーラム中山、四季彩園が指定管理制度になります。ということになりますと、これを早く言えば民営化になってきたなということになるわけです。ところが昨年の12月の定例会で、9号線からフォーラム中山に行く道路については、質問しましたが、指定管理制度になれば道路が是非とも必要になるし、果たして町長はどのように考えているかということをお聞きしたいわけでございます。

そういうことから12月の一般質問のときには、国土交通省との話し合いもせないけんし許可も得ないけんし。それからJRとの調整もせないけんしということの回答がございましたが、それから後、1年につきましてどのくらい話が進んでいるのか、またいつ頃になったら道路がつくのか。ということをお聞きしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは沢田議員さんの国道9号とフォーラム間の町道新設改良のその後の経過についてというご質問に答弁させていただきたいと思ひます。

この道路につきましては大山町の総合計画の町道整備の中でも主要な事業として位置づけられ、事業の必要性や効果については昨年12月の議会でもお答えさせていただいたところでございます。

今少し、今事業が進んでおります山陰道の計画を説明させていただきたいと思ひますが、議員さんもお存じのとおり、今年度に入りまして、未事業化の区間でありました名和インターチェンジから赤碕名和インターチェンジの間、その中のうち、名和インターチェンジから下市までの4.3キロが事業化をされ現在測量設計を行い、地元説明に入ったところであります。新たな計画に入ったこの機会に、実は中山地区にイ

インターチェンジの設置をとということを今国土交通省や、鳥取県の県土整備局に意見交換会などの折に、再々このことを強く働きかけているところでございます。現時点でインターチェンジの位置が決定しているわけではありませんが、今あのフォーラムの南側、これが非常にインターチェンジを作る上では適地ではないかというようなことを考えておりました、強くそこら辺の要望も今働きかけているところでございます。このインターチェンジの計画と国道9号とフォーラムの間の道路計画が大きな係わりを持ってまいります。インターチェンジの位置によってはアクセス道路としての機能が重要となってまいります。したがって位置決定には入念な調査が必要であり、今少し時間がかかりますけれども、そのインターチェンジの設置を念頭に置きながら、この道路の計画を進めていかなければならないのかなというふうに考えておるところであります。と、言いますのが、単町での事業、なかなか今の財政状況厳しい、そういった状況でありまして、新設道路を一本付けるというのは相当な事業費がかかるわけでありまして、

したがって、こういった機会をうまく捉えて、この道路の完成に向けて事業が進めることはできないのかということをお模索をし、協議をしておるところでございますので、今しばらくその経過というのをお待ちいただければなと思う次第であります。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 18番 沢田正己君。

○議員（18番 沢田 正己君） 今町長からのお言葉を聞きますと、まだいつつくということの見通しは付かないということでございまして、私が一番心配することは、民営化になったけど、いいわいやってことにならないように、ひとついやとても必要な道路なんだと、とにかくつけないけんという意気込みですな、ひとつつくんでいただいて、早期に着工することを特にお願い申し上げます。

続きましてナスパルタウンに公民館の建築をとということでございまして、私、ナスパルタウンを見た時に、ほとんど50戸位建ったかなというふうに、今の建物を見て通っています。

ところが、肝心な50戸といえればいい部落なんです。いい集落なんです。それに公民館が無いというのはいったいどういうことなんだと。ところが支所の方におかれましては、これはみんな文書配りせないけん。1軒あたり。何の手間だ。どれだけの費用がかかるかということ。いずれ公民館を建てたらナスパルタウンでございまして、早期に建ていただいて、区長さんもちゃんと作って、そういう部落の体制を作っていただかんと、いつまでたつたって、「何と、俺たちは文書配りまで役場がせないけんかえ」ということも非常に行政としては、手落ちでないかなというふうに感じます。

特にナスパルタウンは、我々は売っていかんやならん。とにかくもうあと50何戸

売っていかんやならん。ところが、岡の入り口、鉄道の下ガードくぐるところにナスパルタウン、一坪当たり4万6,000円という札が立っております。その下の方に「この先3キロ先ですよ」として、3キロ先っていったら山奥みたい。高橋みたいな。そういう所の看板を見たときに、何とあがな山奥の奥にナスパルタウンがあるだけかえということになる。ですから私が道路の新設を早くしてくれというのは、9号線からこれは1キロにもならんところにナスパルタウンがある。ところがあの看板見たときに3キロ先だという、「いや、この山奥に誰が入り手があるだいや」非常に看板に問題があるということは、それだけの距離はありますけれども近いところにあるんだよというところの看板は一つもあらへん。

そういうことからみて、道路も早く新設してもらわなならんし、それからああいう看板はどうかなという感じがするわけです。実際に距離を測ってみたときに、1キロもないわけです。ですから売るにあたってあの3キロというのは気に食わんなと感じますし、特に新設の道路を作っていただきたいというのは、特に念願でございます。そういうことで町長の答弁を求めますが、町長の方としてもそれなりの考え方があると思いますので、ご意見を伺いたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは沢田議員さんのナスパルタウンに公民館の建設というご質問に答弁をさせていただきたいと思いますが、先ほども最初の質問の道路との関わりもあるというご指摘でもございます。申し上げましたように、私どもとしては、新しくできる高速道路から直接入れるようなナスパルタウンに、そういったインターの設置ができないのかなというふうな思いで、9号にこだわらない、思いの中での今計画も、要望もしたりしておるところでございますが、いずれにしてもご指摘のような看板から距離が実際に遠く感じるというのも一つの確かに受け止め方としてはあろうかなというふうに思っておるところでございます。また工夫もして参りたいなというふうに思うところでありますが、そういった中で、そのナスパルタウンの住民の集会所を町で作れというご質問でございます。

旧中山町の時代に、その用地については、既に確保がしてあるところでありますが、しかしながら基本的に集会所の建設につきましては、該当地区の自治会が事業主体と建設されるべきものだろうというふうに思っておるところでございますので、その地区からの要望があった時点で、他の集落と同じような各種補助金の事業やあるいは起債事業等を活用して建設をするということになるんであろうと思っておるところであります。

なお、まあご指摘のように建設の主体とさせていただく前にまず自治会の結成が必要であらうというふうに思っておるところでありまして、町といたしましても関係の皆さん方にこの自治会の結成を早速に促して参りたいというふうなことを考えておるとこ

ろであります。その自治会の中でその集会所の必要性等をご議論いただきながら、そして事業主体となっていて、町が支援をしていって建設していくというふうな進め方をして参りたいというふうに思うところであります。

○議長（鹿島 功君） 沢田正己君。

○議員（18番 沢田 正己君） 町長のただいまの答弁を聞きますと、住民からの要望が必要であるということの方に私は感じましたが、住民が要望するよりも行政というもので、何と作らないけんでないか、作ってあげないけんでないかということの前向きに考えていただきたいと思います。住民からの要望といっても、早く言えばそこで生まれた人でないから、寄り集まりだから誰かがするんだろ誰かがするだろという考え方から、なかなかそこら辺にまとまってこんではないかなと考えます。そういったことから、町長にもう一遍お伺いしますが、行政の方でしてあげなならんという、そのお気持ちを一つお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 沢田議員さん再質問に答弁させていただきますが、先ほど申しあげましたように、基本的な集会所の在り方というのは、その自治会が建設をし、管理をしていく、そのことが大事ではないかなと思っております。

確かに新しい団地ではありますけれども、行政が集会所を作ってあげてどうぞご利用くださいということになると、他の集落とのバランスということがまた問題になってくるじゃないかなと思っております。先ほどの巡回バスでも言われました、全部同じにせというような思いを言われるわけではありますが、やはりこの集会所のことにつきましても、既存の集落ではそれぞれ各町いろんな違いはありますけれども、やはり同じように自治会の、皆さんが中心になって行政が支援をする中で、建設をし、今運営をしておられるわけでありますので、やはり住民としてナスパルタウンに住居を構えていただいたからには、皆さん方が自分たちの施設としてやはり意識を持って建築に向かっていただいて、それを行政が支援をしていくという進め方でないといけないんじゃないかなというふうな思いをしておるところであります。従って、ただ新しい団地でありますので、まだそういった気運にならないということが今の現状に至っているんだろというふうに思っておりますので、従いまして先ほど申しあげましたように、まずはそういった気運を盛り上げる自治会組織、これを早急に作っていただくという取り組みを強力に進めてまいりたいというふうに思っているところであります。

ちなみに同じように、旧名和町でも団地を作りました、そのひかりが丘団地、これにつきましても再々旧町の頃から働きかけはしております、自治会は既にだいぶ前からできておりますけれどもまだ集会所は建設にはいたっておりません。

そのすぐ下ののぞみ区という新しい御来屋の団地がありますが、ここについても用地は用意はしてありますけれども、自治会は作っていただいておりますけれども、まだ集

会所については検討しておられますけれど、作っておられません。だからこういったところも町が新しい団地には作るんだとなるとそちの所にもまた作っていかなくちゃなりませんし、せつかく自治会を作って今集会所を作ろうというふうなひかりが丘あたりはいろいろ検討しておられるところでもありますので、やはり考え方としては、同じような考え方で行政としては、しっかりサポートしながら、そういった気運作りをしていくという、まずは力を入れてまいりたいと思うところでもあります。

○議長（鹿島 功君） 沢田正己君。

○議員（18番 沢田 正己君） そういたしますと、やっぱり公民館というような感じで各部落の公民館を作るときというふうな感じで、地元負担がいるということですか。そういうふうな感じの捉え方をするわけですが、それに間違いございませんか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 町の制度としては、地元の負担をいただきながら、町がそれぞれ助成をしたり、いろんな事業等で出来るだけの協力をしながら、基本的には要は所有といいますか、自治会の施設としての位置づけの中で集会所は作られるべきものだというふうに思っています。

○議員（18番 沢田 正己君） 終わります。

○議長（鹿島 功君） 次、2番 西尾 寿博君。

○議員（2番 西尾 寿博君） おはようございます。たくさんの方がおみえで、沢田議員さんではないですけど緊張します。そうしますと通告通り町長に質問したいと思います。

まず、障害者自立支援法の施行に伴う問題としまして、最近新聞などでやたらと報道されております。この法律は、4月から実施され、応能負担から応益負担ということで、福祉サービスを受ける場合、原則定率1割の利用料や、食事費などの実費を支払うことになった。また、全国の自治体で10月から地域生活支援事業が本年10月に完全施行された。このことによって、窓口が町に変わったというふうに思っております。障害のある方が障害のない方と同等に生活し、活動する社会を目指す、いわゆるノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある方の完全参加と平等の実現を目指していると、このようなわけでございます。

しかし、この支援法により、以前より障害のある方の自立と社会参加を困難にしていると思われるのです。最近ひどくなるばかりの、イジメ・虐待・暴力、一向にない差別的差別、そして、就労問題、この全てにおいて関り、1番弱い立場にいるのが障害者だというふうに思っております。障害のある方が自由に行動でき、このうたい文句通り自立し、平等な社会を作ることが、大切だと思います。

そして、この法律が、障害者のためになったのかどうか、次のことに対して伺いた

いと思います。

1 番目として、3 障害、知的、障害、身体ですね、あと精神的な、この3つが福祉サービスを1つにしたことにより、市町村の仕事として障害認定区分の導入をいたしました。その結果とか、方法をお聞きしたいと、いうふうに思っています。2 番目に自立に向けた就労支援、これについても伺いたい。3 目、コミュニケーション支援事業の実態は、これもいろいろあると思うんですが、たとえば、知的だとか、精神的なことですね、支援のやり方はいろいろあると思います。これに伴う防災面等の取り組みをお聞きしたい。4 番目、財政的軽減が私はあると思っておりますが、どの程度かということをお聞きしたいと思っております。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは、西尾議員さんの障害者自立支援法施行についての
ご質問に答弁させていただきます。

まず、3 障害の福祉サービスを1つにしたことにより市町村の仕事として障害認定区分の導入した結果はどうなっているのかというお尋ねでございますが、これまでは「身体障害者福祉法」「知的障害者福祉法」「精神保健福祉法」と、支援策の根拠が異なっていた障害者支援でありましたが、平成15年4月に「支援費制度」が実施となり、身体障害者と知的障害者はほぼ同一根拠のもとに支援を受けることが可能となりました。

しかしながら、精神障害者への支援については、国策として立ち遅れている状況でありました。これらの実態を踏まえ、平成18年4月施行となった障害者自立支援法によって「3 障害の給付水準の1 本化」とし、精神障害者への福祉の増進が図られたところでもあります。

具体的には法の施行により、これまでの身体障害者だけへのヘルパーあるいは知的障害者だけへのデイサービス等、こういった概念がなくなり、サービス事業所は3 障害のいずれにも対応することになりました。

障害程度区分の導入については、3 障害それぞれの特性を踏まえながら、皆が公平な給付を受けられるような制度であるための基準のひとつであり、結果として、必要な方が自立した生活を送るために必要十分なサービス量を公平な視点で判断する目安のひとつが構築できたと考えておるところであります。

次に、自立に向けての就労支援についてでございますが、障害者自立支援法に基づき、町内外の通所授産施設等利用者について、障害福祉サービス受給者証を交付し、かかる費用の一部を負担しているところでもあります。

障害者自立支援法対象外の施設等について、本町におきましては、町内の小規模作業所の2 箇所、ほっとサロンとストークであります。そして小規模通所授産施設1

箇所高田の柿木村であります。これへの年間運営費の補助を行っておるところであります。

以上のような助成をしながら、障害のある方への就労へのきっかけ作りを行うこととしておるところであります。

次に、コミュニケーション支援の実態はということであります。聴覚障害者への手話通訳者の派遣・育成事業である「コミュニケーション支援事業」について、本年10月からの「障害者自立支援法」本格施行によりまして、市町村において実施することとなりました。当該事業につきましては、聴覚障害者の行動圏域等を考慮し、県西部9市町村が共同で実施することとし、検討の結果、手話通訳者の所属団体への委託をおこなったところあります。

防災面の取り組みにつきましては、重度聴覚障害者について、聴覚障害者情報受信装置、この装置は、テレビの文字放送であったり聴覚障害者の番組等が視聴可能であったり、災害情報等も送信されるというものであります。こういったもの及び聴覚障害者通信装置、ファックス装置が重度障害者日常生活用具として給付対象となっております。希望者のお宅へ設置しているところあります。

次に、財政的軽減があるかということあります。本県におきましては、現在10月施行前と施行後のサービス利用状況調査を通じまして、負担増によるサービス利用断念の可能性を調査しているところあります。

本町としては、利用者負担等については少なくとも県の西部圏域で同水準であるべきであるという考え方の中で、障害者の出身市町村によって、同一施設の利用者負担に差異が生じるのは公平ではないのではないのかというふうな考え方で進めておるところであります。また、西部圏域における担当課長・担当者会議におきましても基本的な負担額等については同一水準にすべきであるというふうな方向性も確認しあっておるところであります。

また、支援費制度が事実上破綻したと言われておりますのは、財政的な理由でありますので、町独自の補助策を講じるということはなかなか困難なことがあるというふうに考えているところあります。

以上のことから、実情といたしまして、必要だが、負担が増えるから使えない、そういう状況がどの程度存在するのかについては、今後の利用実態を基に検討を行い、その結果によっては必要に応じて県制度としての「付加給付」「負担減免」の実施について働きかけていきたいというふうに考えておるところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 2番、西尾寿博君。

○議員（2番 西尾 寿博君） 1番目の身体障害者の導入、その結果、その方法というのはちゃんと説明ができたのかというようなことをお聞きしたいなと実は思っております。というのはですね、足の悪い方、身体の悪い方などを装具というものがあ

るわけですが、その辺の負担も大きくなった、ということもあると思うんです。それでその上にですね、実は知らなかったという方もおられました。このですね、本当にこれちゃんと区分を160ぐらいの実は回答、あるいは要項があったと思うんですけど、そのようなことを実際本当でやったのかなと実は感じております。そしてもう一つ自立に向けた支援、就労支援と言いますか、就労というのは柿ノ木村と町長は言われましたが、そうでなくて、そこに入れておけばいいというようなことでなくて実は窓口業務だとか、もうちょっとね、やれることは実はあるんじゃないのかなと私は考えております。その辺を考えられたのか。

もう一つ、このコミュニケーションについてですが、防災についてこの12月20日からバリアフリーシンポというのがまた始まってきます。どんどんこのように福祉行政というのが、障害者にとって悪くなるとは思いますが、名前はすごくいいんですけど、そういったことに対して利用される方が、どんどん負担が多くなる。したいのにできない、たとえば支援事業にしても、じゃあ手話の方が何時間付き添ってあげられるのか、という時間などもお金がかかってくる、あるいは時間が減ってくる、だからちょっとよう利用しないんだよというようなことが出てきはしないのかと思います。そしてこの中で私が思うのは、特に聴覚の方、聴覚がちょっとわずらっている方などは見た目には分からないというようなことがありまして、私もちょっと聞きましたら耳マークというのがある、というようなことがあるわけです。そして手話だとか、いろんなことを支援していかなきゃならない、その中で公的な立場としてどの程度やっておるのかな。この辺ももう一度聞きたいと思っています。

そして財政的軽減、これが実は広域でやっていくんだということは、裏返せば町ではやる気がないのだ。ところが今全国で市町村の中で2割程度の町はですね、もう既にこれじゃまずいじゃないかと、この支援法は本当で支援法でないな、みたいなことで実は取り組みかけてるところも合わせてですね、それぐらいある、本町におきましても、介護保険の場合は、6月でしたか、激変緩和措置としてやったわけです。私が思うのは、介護保険の場合は多くは老人が多いわけですが、この障害者というのは、自分でふいになる、準備もできない、まして児童の場合はお母さんなんかみたら私が年をとった場合はどうしようか、というものすごい不安と将来の生活基盤が出来ないと思っています。その中で大山町は、子育て支援とか、いろんな意味で頑張ってきている町だと思うので、私はこの辺りを実は大山町は心温かい町で障害に対してもやさしい町であって欲しいという思いがあるわけですが、その辺をどういうふうに考えておられるのかなというふうに思っております。もう一度お願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 西尾議員さんの再質問に答弁させていただきますが、細部につきましては担当課長の方で答弁させますけれど、先ほど申し上げましたように基

本的には障害者自立支援法というのは今までの制度と違って、障害者の皆さんが、自分の意志の中で、自分でサービスを選択して、自分の生活にあった福祉施策を受けていくというのが大きな狙いであります。実態としてなかなかそれにあつたサービスを供給する体制が出来ていないというのも事実でもありますし、またその費用の1割負担をするということの中でその負担に十分に耐えれないというという声も一部あるというのは承知をしているところであります。そういった中でなかなか実際に障害者の自立という方向にはつながらない制度ではないかという声を多く聞いているのも全国的に事実ではあると思っております。しかしながら、町としても出来るだけ障害者の方々の生活の支えになる施策を進めていくということが大事だと思っておりますし、ある意味小さな町でございますので、それぞれ一人ひとりその実態というのも把握していく、そういったこともやり方によっては可能ではないかというふうに思っておりますし、また行政だけではなくて、やはり地域の皆さん方がその支えになっていただくという仕組み作りなり、環境作りも取り組んでいくことも重要ではないかなと思っております。

先ほどの中でいろんな障害者対策のサービスの中で就労についてもございましたが、まあ就労につきましても先ほど申し上げましたような小規模作業所だとか、ああいうのは軽作業の中で社会参加ということで、そこから自立への一つのきっかけ作りにするというような意味合いの施設、あるいはなかなか一般の作業は出来ないけれども、そういった作業所の中で少しでも自分の能力を生かして、そこで生きがいを持っていただくというような意味合いの作業所というのものもあるわけでありまして、で、いろんな形の中でそれは存在しておりますし、それを支援しているんでありますけれど、先ほどおっしゃったようなのは、あるいは障害者雇用というふうなことにもつながってくるのではないかなというふうに思っています。これにつきましては、やはり国が進めておりますそれぞれの障害者雇用、これは義務付けの部分ありますので、障害者の方々も自分の能力の中で、本当に一緒に能力を持って仕事に従事出来る人はそれなりにしっかり今働いておられるところでありまして、実際役場にも障害者の方も雇用はしておるところでありますし、そういった方で別に区別をしておるわけでもないというふうに思っておるところであります。一時は障害者の皆さんの雇用を実は募集したことがありましたけれど、実は応募がなかったと。それだけ働ける人はだいたいもう働いておられるのかなというふうにその時は感じたような時期もありましたが、いずれにしてもそういったことは、常に心掛けながら我々としても取り組みを進めておるところでございますが、今の説明とか詳細につきましては、少し不足する部分、担当課長の方から答弁させていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（松岡 久美子君） 西尾議員さんのご質問にご答弁いたしたいと思

います。たくさんの質問を頂戴いたしました。もし最終的に漏れておるようでしたらまたお尋ねいただきたいと思います。

まず、補装具の件ですけれど、障害者自立支援法が始まったので、いろんな各種サービスが新たにとかまた特別に展開されたということはありませんでして、従前の支援法の関係がほとんどそのまま継続をいたしております。ですので、補装具等の関係につきましてもこの障害者自立支援法の関係が一番大きなものは利用料が1割、1割の利用料が増えたということで、今まで補装具、それから入所、デイサービス、このあたりについてはそんなに大きくは変わってはおりません。訓練、この障害者自立支援法が定められまして給付の関係が、介護給付と訓練給付というふうな大きなくくり分けにされました。その中で先ほども言うておられました100項目のアセスメントということでそれぞれ県の方の講習会を受けた専門の保健師が施設とかお宅の方におじゃまをいたしまして、細かく聞き取りをしました。それ二次審査会の審査の方で審査をいただいてそれで認定の区分を1から6に設定しております。

だいたい流れとしては介護保険の認定と同じような流れとさせていただいていいと思いますけれども、この中で知的障害者、精神の方につきましての106項目の認定調査につきましては、本人さんだけではありませんで、それぞれ本人さんの状況をよくご存じの施設の方とか、家族の方を同席していただいて決めております。そんなに従前のものとは差異はないと感じております。

その中で、さらに認定区分が1から6になった方については、さらに利用者の方と協議をしながらどういうふうなサービスを希望されるか、受けられるのがいいかということで、さらにそのあたりで介護保険でいいますケアプラン、利用計画を詰めさせていただいて一月ほどお試し期間というのでこのサービスを使っただきます。それで本人さんが満足されたらそのまま支給認定になります。それから自分にはそぐわないサービスだと思われれば、また変更とか中止とかということで最終的に支給決定をいたします。二段構えですので、少し支給決定には時間がかかる制度でございます。ただ介護保険の場合は、介護度によりまして、上限の金額が定められておりますけれど、この障害者自立支援法につきましては、上限の金額はありませんけれど、使われたサービスの利用に対して、1割は負担が生じてくるというのがちょっと介護保険と違ったところがございます。

それと就労支援につきましては、今まで通っておられますそういう施設の方からの支援も受けられると思われれます。それからコミュニケーション支援事業につきましては、これは国から必須の、町村の必須の事業として降りてきております。これは聴覚障害の方の、特に病院・行政、難しい会話のやりとりの時に、専門の国家試験を持つておられる手話通訳さんを同行していただいて、それなりの本人さんと病院・医師・行政、その辺を手話でつないでいただく、とって専門的な手話で一般的な手話の方

とはちょっとグレードが違いまして、鳥取県下で6名とか7名くらいしか国家試験をもっておられないということで。西部には2名、「ふくろう」という施設にNPO法人ですけれど2名おられて、そちらの方に西部の圏域、市町村では委託をしております。この手話通訳を使われましても、全額それぞれの町が負担で、利用された時には、負担がございません。無料で使っていただけます。ただ、手話通訳が2名という少ない中ですので、前もって予約を入れて日程調整をしていただくという不便さがございます。それと財政的なことですが、なかなかこの辺のところは、現在の町財政では大変なところでして、ちょっと全国的なことは先ほど西尾議員さんが2割程度とおっしゃいまして、私もこのあたり勉強しておりませんが、鳥取県では倉吉市が独自の助成をされると聞いております。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 西尾 寿博君。

○議員（2番 西尾 寿博君） 実は米子もやっておりますし、保健師さんも考えておるといようなことがあります。私、この装具の話ですが、1割程度増えた聞いております。実は、収入が無い方が1割というのはどの程度か、私も以前アキレス腱を切りましてちょっとかかとのついたような、かかとだけみたいな靴を買ったんですが、これが4万5,000円くらいだったと思うわけですが、あとで還付金が来たというように、大げさそうな装具のいられる方は何十万、1割ということは1万円くらいになるわけです。その辺を考えられたんかなと思います。そして手話という話が出ました。実は手話のやられる方が町におられるのかなと。もう一つ、共同サインというものがあるそうですが、これは簡単だそうにして、手話よりもですね。実は家の中ではお母さんとかお父さんが手話はできないので、共同サインを使っておるんだよというように、私、共同サインでもいいと思うんですが、その辺をやっていただいたらどうかと思ったりしております。そして、この大山通信基盤整備が3月に出来まして各家庭に入るわけですが、その中にですね、このような障害のある方に役立つようなやり方も考えていただきたい。そして財政的軽減も各市町村が出来てからじゃあやるんだという方向ではなくて、うちのはなからやりたい、やらないけんという気持ちを持っていただければというふうに思っておりますが、そのことについて伺って3回目ですのでよろしくお願いします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは西尾議員さんの再質問に答弁させていただきますが、ちょっと詳細の方分からない部分がありますので、課長の方が答弁すると思いますが、先ほどご提言のありました通信基盤、これで多くの方に加入いただきましたので、これから町からの情報伝達手段として、多く活用していきたいと思っております。今は無線というのが主でありますから、耳で聞くしかないわけですが、これが今度画面を通して文字で判断をいただける、そして1回ではなくて何回か繰り返

し放送するということになりますので、そういった面では聴覚障害者の方々にとっては、サービスの向上につながるのではないかなと思っておるところでありますし、将来的には光ケーブル通信、これを使って在宅の障害者の方や、あるいは高齢者の方、重度の方とか、高齢者の方々、これと画面での双方向の通信下に使えますので、カメラの設置によって、そういったようなサービスにも将来的にはつなげていくことができるのではないかなというふうに期待をしておるところであります。

あと財政的な支援でありますけれど、全ての方におっしゃるように手厚く、障害者に限らず、手当をしていくのはそれは大変われわれとしてもいいことであろうと思っておりますし、それは皆さんが同じ思いではないかなというふうに思っております。

しかしながら、元になるもの財政が非常に今こういった状況でありまして、なかなか国からの交付金等財源が降りて来ないという状況の中で、今回のこのような障害者自立制についてもやはり国の財政、あるいは県町村の今の行財政の中での一つ厳しいところをお互いに補っていかうというふうな思いの中で1割負担ということも出てきたのではないかなと思うところがございますので、とはいえ、その負担もできないという方にとってみれば本当に死活問題であろうというふうに思っておるところであります。

従いまして、先ほども答弁申し上げましたように、本当にこれによって新しい利用が制限されてできなくなってしまっていて終られる方がどのくらいあるのか、そういったところを今調査をというふうな答弁をさせていただいたところではありますが、そういった実態等も踏まえながらまた出きる範囲の中で皆さんに、ご理解をいただける範囲の中でもまた検討も進めていく必要があるのではないかなというふうに思っておるところであります。よろしく願いいたします。さっきの手話サイン等についてはちょっと担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（松岡 久美子君） 補装具の関係、まず補装具の関係ですけれど、一般的に補装具高額の物もありますけれど、4万5万のあたりの金額のものが多いですけれど、これもやっぱり1割負担ということです。自立支援法が実質10月からの施行になるまでは、その前段ではそれぞれの所帯の課税状況がかなり細かく設定してありました。それによって負担額、利用額が決められておったところですが、逆に高額の方につきましては、かなりの負担があったのが、1割になったので、この自立支援法のために利用額が減ったという方、具体的に日常生活用具、これは毎日使われますストマ用品、この辺りのところがかなり差が出てきたように思いますけれども、おっしゃるとおり1割負担でございます。

それから手話通訳につきまして、これほどの専門性がいないといふような会話の補助につきましては、県社協の方が何名か手話通訳を抱えておられる状況がありますの

で、そちらを利用していただくということもあると思われま。ただ町の方の社協の方がやっていますボランティアの手話講座等ではなかなかそういう専門のところの域にまではレベルが上がっておりませんので、県社協等の手話通訳さんを活用していただくという方法もあろうかと思ひます。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 中途ではあります、ここで暫時休憩したいと思います。再開を10時40分にしたいと思います。

午前10時29分 休憩

午前10時42分 再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。西尾寿博君。

○議員（2番 西尾 寿博君） 2問目に移りたいと思ひます。指定管理者募集について、「指定管理者制度」の導入目的とは、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、自治体の管理経費の節減等を図ることを目的とするものです。大山では、手始めに9月1日福祉施設に導入いたしました。これは2カ所でしたね。そして11月20日の臨時議会において、9議案について条例を改正して、導入に向けた受け皿の整備をし、1月17日、来年1月17日の期限で募集をし、プロポーザル方式で決定をすることになっています。このたびの報告では、多数の応募があったということで、町長も喜んでおられました。良かったと思ひます。

まず、メリットで見れば管理経費の節減が1番大きなものだと思いますが、どれ位の経費削減になるのか。そして、一つ一つの施設の収支報告書はありましたが、財産的にどの位の評価、あるいは町の財産としてですね、どれくらいのを管理委託にされるのか。そしてその中で現在償還中の事業もあると思ひます。その返済計画などもお示し願えればありがたいなと思ひております。

この公共性の高い施設がほとんどであるわけですが、住民サービスなどの確保が問われてきます。この管理者に対してどのように指導していくのか。また、町に毎年度、事業報告書の提出とありますが、誰に対してなのかなど。というのは、議会とか住民のチェックが果たせないのであれば、逆にどのような方法を取られるのかなというように懸念をいたしております。そして町民の財産である公共の施設、これ備品等の引継ぎですが、事細かにですね、本当でやられたものかなというふうに思ひます。このあたりの答弁を町長にお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは西尾議員さんの指定管理者制度の問題について、この募集についての質問に答弁させていただきます。議員のご質問にもありますように指定管理者の導入の目的は、公の施設の管理に民間の能力を生かし、施設管理の経

費の削減を図るとともに、住民サービスの向上を図ること、これを目的としておるところであります。

始めに、どのくらいの経費節減となるかというお問い合わせでありますけれども、今募集の段階では指定管理者に支払う指定管理料については、明示をいたしておりません。

「大山町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」第4条第1項3号に候補者の選定の条件として「公の施設の管理に係る経費について、町が管理する場合に要するものと同様以下で管理することができること。」と定めております。選定にあつては、事業計画書の検討と合わせ応募者からのプレゼンテーションを受け、経費的な面と事業内容を合わせて検討し指定管理者を選定したいというふうを考えておるところでありまして、どのような応募がなされるかによって経費の節減額が明らかになってくるといふふうに思っておるところであります。

次に、指定管理に出す施設の資産的な価値ということですが、指定管理者制度の導入ということでもありますので、売却するわけではありません。したがって資産についての評価なり調査は行っていないというところでもあります。

償還につきましては、建設の際の起債が残っている施設がございますが、名和の地域休養施設、これが平成21年まで約1,650万円、温泉館・生活想像館が平成22年までで約3億8,000万円程度残っておるところであります。これにつきましては、引き続き町が償還を行うものであります。

次に、住民サービスの確保ということですが、指定管理者の選定に当たっては、指定管理者の指定を受けようとする団体から提出される事業計画書と選定委員会における具体的な事業説明などにより、適切な管理運営を行う指定管理者を選定することとしておるところであります。

また、事業報告書の提出についてということですが、事業報告書は毎年度終了後30日以内に指定管理者が作成し、町長に提出することとなっております。

事業報告書は年度終了後1回ですが、条例第9条におきまして、「施設の管理の適正を期すために、指定管理者にその管理業務や経理の状況について、定期的又は必要に応じて報告を求め、必要な指示をすることができる。」というふうにいたしておりますので、必要に応じ報告を求め、指導を行っていきたいと考えておるところであります。

次、公共施設の備品の引き継ぎということですが、町と選定された指定管理者の間には、協定書を締結いたします。施設の管理運営についての詳細について取り決めを行うところですが、施設に設置されてる備品につきましては、備品台帳を作成し、何が町のものかを明らかにした上で、引継ぎを行うということにしておる

ところであります。以上で答弁を終わります。

○議長（鹿島 功君） 西尾寿博君。

○議員（2番 西尾 寿博君） 去年の11月でしたか指定管理者に出す目的、あるいは可能性のあると思われる施設というので説明を受けたときにですね、指定管理者導入でのメリットが詳細に検討できない、あるいはメリットがない場合は、はっきりメリットが出てくる場合に指定管理者を導入するというようなことだったと思います。ということは、私が思うのに、これ管理経費の節約が一番大きなメリットでないかなと今思ったんですが、それがちょっと分からない、というのであれば、この管理指定者制度に持っていった場合のまずメリットをもう一度明確にさせていただきたいなというふうに思っております。

そして評価してないということは、今までこの施設、運動場などを合わせると一括15施設、旧大山・名和・中山でほとんどの運動場のようなものを全て管理者するわけです。その中でどれくらいの評価を相手に感じさせるか、というように分からないというようなことではちょっと困るんじゃないかな、というのは莫大な町のある財産であるわけですから、これをですね皆さんに、これくらいの財産を実は預けるんだよというようにあってもいいんじゃないかなと私は思います。その中で実はメリットと合わせながら、この財産をいかに有効に使っていきかけたんだけど、というように話があればもっと住民の皆さんは納得する。その辺ではっきりしなければ指定管理者は何故出したかなと私はそういうふうに思います。そして、この公共性の高い施設です。その意味でこれからいろんな利用者の意見、施設改善があった場合に、例えば町長に対しての事業報告だけではなかなかチェックができないかもしれんなど、住民の方も議会も思ってるのじゃないかなと、いうふうに思われます。そして備品、公共の施設、備品等の引継ぎと私は言いましたが、この中に嘱託職員さんだとか、この引継ぎ、あるいは賃金に対しての関与、このようなものはどのようにされるのか。たとえば民間に委託するわけですから、町の方で職員ですね、再雇用される場合が多分多いじゃないかなと思いますが、その時にどの程度まで関与してですねやれるのか。私、たとえばマラソンしたりいろいろやっておりましたんで、学校のプールに入ったり、ランニングしたりしておりました。これほとんどお金になっていないといってもいいと思うんですよね。たとえば町の施設でグラウンドなど、大きな名和運動公園ですか、あれなどでも何十万の収入、その程度、それでかかっているのは何千万、これ仕方ないなと実は思っております。そのような大きな財産を預ける場合に、それははっきりしないではまた困る、先ほども言いましたが。そのような観点からもう一度答弁させていただきたいなと思っております。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 西尾議員さんの再質問に答弁させていただきますが、まず

指定管理者制度というものの目的、これについてももう一度確認させていただきたいというふうに思っております。先ほど申し上げましたように指定管理に出すということは、公の施設を出すわけでありまして、基本的にその施設を民間に売ってしまうとか、民間に全て好きなように任せてしまうということではないということをご理解をいただきたいというふうに思っております。公の施設を住民の皆さんが利用する中で今直接行政が管理をしているところでありまして、そういった中で行政で管理をする中で行政の能力、まあよく「公務員じゃダメだわ」なんていう言い方もよくあるわけでありまして、民間のそのノウハウ、民間の発想、こういったもので管理していけばもっと安く、そして住民の皆さんの利用に、利用者の皆さんに利用がサービスが向上するのではないかとこの観点の中で今指定管理者制度というのが今導入をされているところでありまして、我が町としてもその制度を活用して今、やろうとしておるところであります。

従いまして、基本的に先ほど申し上げましたように、今募集の条件としては、行政が今直接管理している時に、1,000万なら1,000万かかっていますよということの経費を示しながら、そして今この施設の利用料金は、利用料はこうですよ。これは町の条例で定まっていますから、これを勝手に上げたりということもできないわけです。下げることは協議によってできるですけど、というふうに利用者の皆さんにはきちっと行政が保障しながら、その範囲の中で、じゃあうちは800万でやりますよと、あるいはうちは700万ですよ。うちは1,100万かかりますよという、そういったその経費を、経費とそれから管理のやり方を示しながら今応募していただくということになってるわけでありまして。したがって、その中で例えば行政が今管理が1,000万しかかかっていない、それに対して出された、応募された方の資料がみんな1,000万以上超えるというような経費の中で計画書を出された場合、これはメリットは何もないわけでありまして、その場合にはもう管理者はなしと、直接引き続き行政がするか、あるいは再募集をかけるということになるわけでありまして。

従ってそういった経費とただ安ければいいというものではありませんから、経費と管理の内容、あるいは内容というのは運営の方針、こういったものをきちっと確認をする中で一応行政として任せてもメリットが十分にあると。で、町の方針にしたがって住民のみなさんに利用していただいてサービスの向上につながるだろうという計画書と経費を示したところを選定をしてそこに管理を委託する訳であります。その時に初めていくら経費が節減できるかということの数字が出てくるわけでありまして、今その数字を求められても出せないというのはそこでございます。

そして今、あと備品とか設備投資、これは基本的には町の備品でありますから、これをお互いに確認をして町の備品だからこれを使ってやってください。で、場合によ

って指定管理を受けたところが、自分の判断の中で、こういった備品をそろえてもっとサービス向上を図ろう、利用者を増やそうということがあればそれは協議をしていただければ自分の備品としてそこに備えて、サービスの向上を図っていくということもできるようになるわけであります。

従って、まずはどういう備品が町の物かということをはっきりと明らかにしておく訳でありますし、それをきっちり定められた中で管理、活用してもらおうということになる訳であります。後はお互いに協議の中でもう少し設備を増強したいということがあれば、それをたとえば行政側の負担でやるのか、折半でやるのか、あるいは自分が自分でやるのかということも協議の中であらためていくことになるんだらうと思っています。

それともう一つ言われました資産の評価ということでどれだけの評価のものをじゃあ出すのかということになりますが、これは実際には公共施設というのは、建物土地も含めて、じゃあ庁舎が価値として何億円あるのか、減価償却してなんぼなのかというのは、行政の今の経理の中では出しておりません。民間と違いまして。したがって今回の指定管理に出します施設等が、どれだけの資産価値があるのかというのは、そういう意味では評価はしていない、いうことでありまして、したがってそういったものを要は、これをしていけばよく言われるバランスシートということを作れということにつながってくるんだらうと思いますが、まだそういった作業もしておりませんし、実際にこれを売却するとなるとどれだけの資産価値があるかというのは、きっちり評価をしながら、適正な価格の中で売却できればどうかという判断をしなくちゃなりません。申し上げましたように売却ということを全く考えていない、管理だけを委託するという制度でありますので、したがって改めて今指定管理に出す町の公共施設の資産の評価というのはしていないということでございますのでご理解いただきたいと思っております。もし答弁漏れの部分がありましたら担当課長の方で答弁をさせていただきたいと思っております。

あ、職員、職員につきましては、基本的には嘱託職員につきましては、一応募集要項の中で、できるだけ本人の希望に添って引き続き雇用に使っていただきたいということを明記しながら、それは募集をかけておるところであります。あとは待遇面につきましては、それはそこの間の協議になると思っておりますけれど、場合によっては、町も相談に乗らなくちゃのらなくちゃならない役割もあるのかなというふうに思っておりますが、いずれにしても基本的には今雇用されている方々につきましては、できるだけ引き続き希望がされれば雇用に使ってもらいたいということは条件の中に入れておるところであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 西尾寿博君。

○議員（2番 西尾 寿博君） メリットについては私とちょっとなかなか合わないなというふうに思っております。と、いうのはたとえば温泉館だけで見ますとね、と

いうのは後は収入はほとんど無いわけです。まあ、山香荘、旧名和の山香荘も収入があります。それ以上にあるのが温泉館なんです、その温泉館の話を、ざっと私の想像ですが、嘱託職員がおられまして、職員が2名でしたかいな。その中で赤字がざっと2,700万円だったと思うんですが、その辺を職員を引き上げて、あるいはその代わりに嘱託を増やす場合に1,000万くらい経費が削減されるのかな、その中で受け手があれば受けますよという場合に、その職員をじゃあ首にはできない、ないわけですよ。そうするとじゃあどっかに配属させる、ということは職員は減っていない。その中で、逆に嘱託職員を増やすわけですから指定管理者にそのお金を払う、払い込む。そうすると当然、その中でやらないけんわけですので、賃金は関与できないと町長は言っておられますから、安い雇用者を雇うでしょう。私がもし民間業者だったらそうします。その場合にじゃあトータルでなんかそのお金を出して委託する場合、実は職員は減っていないんです。その場合にね、実は、その管理経費の削減って最初から歌ってあるんですよ。実はこれ、よく言われますが、要はバブル時代に作り過ぎた箱物、その維持管理費に悲鳴を上げる自治体がですね、民間へお荷物を箱物管理として預けようというようなことだというようなことを書いているところもあるんです。その中で私そんなことでね、実は将来的に、たとえばお金のどれくらいの評価をしてそれをどれくらいで預けるのか分からないというようなこともあります。そのメリットも分からない。それで賃金は関与できない。実は、それと言いながら、最高管理者は町にあるわけです。プールの事故でもそうですが、最終的には民間は持ちませんよ。そうなった場合にうちにどの程度のメリットがあるかぐらいなことはやっぱり考えておかないけんじゃないかなと、私は思っております。

というのは私がもし民間であれば、嘱託にもっていきながら職員が減るぐらいまで待つぐらいなことはできそうな気がしますし、そうすると住民の方も安心してまだまだ始まった場合ばかりですからいろいろな方法があると思います。そういった先行きの考え方、もっと大きなスケールの考え方の中で大きな財産をもってるわけですから、なんかもったいないような気がしとるんです、実は。そしてこの11月に答申がありました大山恵みの里、あの中でもいろんなことで利用できそうな気もしております。その辺を町長はどのように考えて、たとえば県にいろいろ持っていったりしております。私もそのメンバーにいましたからいろいろ聞いておりますけれど、その中で実はいろんな施設を大きなスケールの中で……

○議長（鹿島 功君） 西尾君、質問の途中ですが、あと5分に残り時間になりました。

○議員（2番 西尾 寿博君） 分かりました。これからの財政の指針としてはっきり言って大きな失敗作だったと思うんですが、これからそのような考え方の中で、町長が実はこういうふうにやっていきたいというようなことをお聞きしてじゃあ終わろうと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 少し指定管理という、その制度と言う部分の目的意義という部分がどうしても私の思ってる答弁している部分とかみ合わない部分があるなどというふうに思ってますが、たとえば今の職員のメリットでありますけれど、今正職員二人配置しております。で、二人配置している部分がなくなったからってメリットないじゃないかって言われますけれど、逆にそれを温泉館以外の仕事に振り分けるわけありますから、その部分を採用しなくて済むし、ほかに定数管理の中で削減していけるわけですよ。今の場合だったらそこに職員二人という定数が入ってるわけですから、だからその部分を民間に管理を任せることによって職員の定数は減っていくわけありますから、そういったメリットもあるんじゃないかなと思っておりますし、それによつての二人をさらに管理者が指定管理を受けたところが、二人をつけなくちゃいけないかどうかというのは、それは指定管理を受けた業者が検討することだと思っております。ただその中でサービスが低下するような人員体制をしてもらっては困りますから、そうならない方法を考えながらの人員費の削減なり人数配分をしていくのだらうと思っております。それは事業者がされることでありますから、だから事業者がやることによってそれで住民の皆さんのサービスが低下しないで逆に向上するという狙いをしているわけありますし、いずれにしても施設を今管理していくのにこれだけの経費がかかるから、行政かかっているから、それよりサービスはきちっと守りながら安く管理できる方法を提言してくださいということを求めているのが今の制度でありますから、そういう意味では当然メリットは出てくるというふうには思っております。

あと資産評価のこれ私も十分におっしゃってる意味が目的とされるところが十分に理解できない部分がありますけれど、いずれにしても言いましたように、まずは一つは経費の節減、というのはそういうふうに応募いただいた事業者の中で私どもの思いと合致する部分があれば、それははかられていくんだらうと思っておりますし、それから特に指定管理の中で特に気をつけなくちゃならないのは、その指定事業者がきちっと行政のもっている施設の役割、目的、こういったことをきちっと踏まえて、その方向の中で事業計画を出していただいているかどうか、このことをきちっと見極めなければならぬと思っております。単に事業としてではなくて、公の施設を利用目的を考えてきちっと管理をいただくという計画が必要だと思っておりますし、もう一点、先ほどまで最初の質問でもありましたけれど、報告を町長ということであります。町長が受けることになっております。町長は、町長私ですけれど、決して私一人が受けるわけではありませんので、行政としての報告ということでありますから、それは行政によって、必要によって当然議会の皆さん方にもきちっとお示しをするということもできるだらうと思っておりますので、あくまでも決して私一人が判断をするわけではないという

ことで私の裏には職員もおりますし、住民もおるということはご理解いただきたい、以上であります。

○議員（２番 西尾 寿博君） 終わります。

○議長（鹿島 功君） 次、２０番 西山 富三郎君。

○議員（２０番 西山 富三郎君） ３点質問いたします。始めに集中改革プランの公表についてであります。

総務省は、平成１７年３月２９日「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（新地方行革指針）に基づき、平成１７年度を起点としておおむね平成２１年度までの具体的な取り組みを明示した「集中改革プランの公表」を要請しています。これからの地方公共団体は、地域のさまざまな力を結集して「新しい公共空間」を形成するための戦略本部となり、行政自らが担う役割を重点化していくことが求められています。

都道府県の公表予定は、１７年１０月３１日現在の調査によれば鳥取県のみが公表時期について公表予定なしであります。全国の市・区・町・村の公表予定は、１７年度中・１８年度中・１９年度以後、検討中、公表予定なしに分類されています。本町はどのように取り組んできたのか、公表の時期、予定の状況はどうなっているか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは西山議員さんの集中改革プランの公表についてというご質問に答弁をさせていただきます。

国では、新地方行革指針平成１７年３月２９日付事務次官通知であります。これに基づき、各地方公共団体に対し、平成１７年度を起点として概ね平成２１年度までの具体的な取り組みを明示した「集中改革プラン」を作成し、公表するよう要請をしているところであります。

策定期間やプラン内容については、都道府県別に国が公表をしておりますが、鳥取県は、全国で唯一集中改革プランの策定期間やプランの内容を公表しておりません。また、県内の各市町村の策定状況についても公表されておりますが、１７年度中に公表の市町村が１０団体、１８年度中に公表予定が３団体、１９年度以降の公表予定の団体が２団体、検討中が３団体、公表予定なしが１団体というふうになっておるところであります。

大山町におきましては、平成１８年度中の公表に向け「大山町行財政改革審議会」の場で、事務事業の再編や定員管理の適正化、経費節減による財政効果などの取り組みを盛り込んだ集中改革プラン策定に向け審議を今行っているところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 西山 富三郎君。

○議員（２０番 西山 富三郎君） 私、国の方の資料を持っております。目標の数値化、分かりやすい指標の採用などももちろん考慮に入れておるわけですね。それで町長が今お答えいただいたのは、時間の関係ではぶきますが、従来説明しておりますが、個々に記されていますが、それではこれらを基盤として今策定中ですから審議会の皆さんもおりますし、あるいは条例で２５だったですか、１５だったですか、今何名ですか、委員は。何名の委員でそれではこの集中改革プランの基礎的なものプラス、具体的なものはですね、どのように、概略でいいですから、進行中ですか。

それとこれによりますと、国はですね、地方自治法２５条７の５の３項でですね、国は自治体にまとめることができます。そして反対にわれわれ自治体はですね、地方自治法第２条第１４項及び第１５条についてですね、それを国や県に意見を聞くことがあります。ご承知のように廃藩置県は明治４年でした。市町村の制定の法ができたのが、明治２１年ですね。それ以来１３０年とか１４０年、常に自治体は行政改革の一途なんです。今始まって行政改革ではないですよ。三位一体という訳の分からんものが、前期終って今後期を非常に危ぶまれておりました、昨日、うちの議会も県の議長会の要請を受けながら財政確保の決議をしたところですよ。機関意志の決定をしたところですね。

そういう意味ですよ、地方自治法２５条の１７の５で国がくる、それじゃ反対に１２条の１４と１５でどのように地方自治体は県や国と交渉したことがあるんですか。

それからさらに大事なことは、議会も、これ読んでみますとですね、これは平成１７年３月２９日に総務省が出したものです。議会においても改革推進のため、その機能を十分に発揮することが重要であると示しております。うちの議会もまちづくりの委員会と行財政調査特別委員会を作って総務省の方針を受けております。任期４年です。ここで議決しております。大山町の道筋をですね、２年やそこらで出しなさいと言ったって、とても出せませんよ。それだけ財政とか町づくりなんていうのは、奥の広い、幅の広いものです。答弁ください。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 西山議員さんの再質問でございますが、そういったご意見を踏まえて今、我々今行財政改革を進めておるところであります、その審議会の状況等ご質問でございます。担当課長の方から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（諸遊 雅照君） 西山議員さんから行財政改革集中プランの公表についてということで数点のご質問をいただきました。それにつきましてご答弁をさせていただきます。

ご存じのようにこの集中改革プランにつきましては、行財政改革大綱の実施計画でございます。大綱はプランにあげる事項の概要を述べておりました、プランはそれを

詳細に項目的に列記をするという具体的な実施計画でございます。その集中改革プランの大山町の取り組みということではありますが、まずその取り組んでいます組織的なことをご説明させていただこうというふうに思っております。

今現在、大山町での取り組みの中で、先ほど町長が答弁をされましたように18年度中の公表を目標に作業を進めておるところでございますが、現在3つの機関を経ながら審議を進めております。一番最初が基本的な現状の課題、問題点を抽出し、さらには課題の把握、あるいは課題の集約、それから実施計画の原案作りをいたします課長補佐級で構成をしております行財政改革検討委員会ワーキンググループというところで基本的な課題の抽出を行っております。さらには、ここでまとめあげましたものを行財政改革検討委員会、助役課長等で構成をする機関でございますが、こちらの方で内容の審査検討を行い、最終的には先ほどご質問にありました行財政改革審議会というものが、これは条例委員さんでございますが、設置をされておましてこちらの方で最終的に諮問をいたしまして、審議答申をいただくという手続きになっております。

まず一点目のご質問であります。この審議会の委員の定数はということでございます。条例の中では15人以内ということでは明記をされておりますが、現状は11人で構成をされております。

さらには法的なことのご説明といえますかご質問もございましたが、その具体的な検討項目ということでございます。先ほど町長の方が答弁されましたように、これから審議を進めていくということでございますが、あらかじめこちらの方の方針といたしまして検討項目とあげております項目は、事務事業の再編、整理、統合、廃止、さらには現在、先ほども一般質問でありましたが、指定管理者制度の導入を含む民間委託の推進、組織機構の見直し、定員管理、給与の適正化、経費削減等の財政効果というふうな大まかなこれらの項目について審議をしていくつもりでございます。

さらには先ほども三位一体改革の件がございましたけれども、十分に三位一体改革を小泉内閣の折に打ち上げておりますが、実際的な町の方には権限の委譲の一部はございますが、その財政的な主体となります税源の委譲がありませんので、こういうふうなものにつきまして、昨日ですか、議会の方でも発議をいただきました町財政の健全化に向けたさまざまの取り組みについて議会と歩調をそろえながら、制限の委譲、さらには交付税制度の見直し等のことにつきましても声を上げる必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

それからもう一点、行財政改革につきましては、短期的な課題ではなくて長期的な課題ではないかというふうなことがございました。議会の方でも行財政改革の特別調査委員会を設けられ、いろいろご提言なり審議をいただいておりますが、この取り組みにつきましては、短年で終る取り組みでなくて、地方公共団体存続する限り、永久に付きまとう課題ではないかというふうに思っております。そういうふうなことを認識

しながら行政といたしましても、行財政改革については、あらゆる時期を捉えながら事業の見直し等につつまして取り組んでいく必要があるかというふうに感じているところでございます。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 西山 富三郎君。

○議員（20番 西山 富三郎君） 今11人の委員さんが鋭意調査中でございますのでこれ以上は申し上げませんし、法的な後日勉強したいと思います。

次に移ります。大山恵みの里づくり計画についてであります。去る10月大山恵みの里づくりプロジェクト推進会議から計画の策定が示されました。赤川哲夫委員長をはじめ、各委員の労を多とし敬意を表する次第であります。

始めに、赤川委員長は巻頭に「社会の一隅を照らしながら、次代に引き継いでいただくよう念願するものです」と記述しています。内容、意義は深重である。どう受け止めていますか。

二つ目は、計画の基本姿勢に品質革新、資源提携、公民協働の三つの柱があります。公民協働の表現は、官は行政に対して、公は行政+NPO+〇〇協議会、など公共を担う立場として、少し広い意味で捉えたもの。これに対して「民」は住民、民間企業と私は捉えています。公民協働という言葉は近年になって使用されるようになり、他の行政計画等にも多数使用されているようであります。

このたび「大山恵みの里づくり計画」で使用されたことをうれしく思います。具体的に「公」の範囲をどう捉えているか。共通理解を得る啓発はどのようにされますか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは西山議員さんの大山恵みの里づくり計画についてのご質問に答弁させていただきたいと思っております。

まずはこの計画策定にあたって、ほぼ一年以上にわたる長い間、無報酬で熱心に議論いただき、素晴らしい提言を策定いただきました赤川委員長をはじめプロジェクト推進会議の皆さんに改めて感謝と敬意を表する次第でございます。

さて、その提言書の冒頭の中に「社会の一隅を照らしながら、次代に引き継いでいただくよう念願するものであります」というふうな記述があったわけではありますが、これをどう受け止めるかということでもあります。現在の社会状況を見渡しますと、共に支え合う地域作りは時代の要請であり、町づくりの理念の一つではないかと考えております。また町づくりは住民一人一人の使命として、自分の住む地域を愛し、大切に守りながら、良いところを次代に残していくことではないかと考えております。ご質問にあります一文は、人や自然に思いやりを持ちながら、みんながその理念を共有し、一つの目標に向かって行動するという心がけで素晴らしい町づくりができるということを示唆する言葉であり、赤川委員長が一年間のプロジェクト会議を通じて強く感じられたのではないかなというふうに推察するところであります。大山の恵みの里

づくりプロジェクト推進会議の最高責任者として重責を全うしていただいた赤川委員長のお気持ちを重く受け止め、計画の実現を目指してまいりたいと思うところであり
ます。

続きまして、計画の基本姿勢で示された公民共同の公をどうとらえるのか、共通理解を得るための啓発はどういうふうにしていくのかというご質問でございます。ご指摘のとおり官より広い意味でありまして、商工会や観光協会、福祉協議会あるいはNPO法人などの公共性や公益性を発揮する組織団体を含むものと考えているところ
あります。これからの町づくりでは、地域住民や地場の企業などと密接に関わりのある、これらの中間組織ともいうべきこの組織が果たす役割、これが益々重要になると
考えておりますので、本計画においては、適切な表現であると感じておるところ
あります。

なお、本計画を周知するために概要版を作成し、全戸配布するとともに、計画を推
進するためのフォーラムの開催なども予定いたしておるところであります。その場で
この用語などについても共通理解がいただけるのではないかとというふうに思ってい
るところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） ここで注意を申し上げたいと思います。議場内には携帯電話を
持って来ないようにしていただきますようお願いいたします。西山富三郎君。

○議員（20番 西山 富三郎君） だいたい分かりましたけれども、一隅を照らす、
文章の後には、「これすなわち国宝なり」がくるんですね。それでこの語源は天台宗の
改組であります最澄上人さまでございまして、で、最澄上人さまは時の桓武天皇
にですね、最澄さんはなかなか碩学な方であったようですから、お手紙を天皇に出さ
れたようです。いたく桓武天皇の感銘を受けて、空海と最澄を唐の国に行つて勉強し
てきなさいといったお話を聞いております。

そこです、やはり赤川委員長がせつかく名文でございまして、これやっぱり
おっしゃいましたようにですね、町づくりの基本だと思いますよ。執行部、議会、住
民がですね、この言葉を胸に秘めながら、町づくりをすれば、必ずやいい町づくりが
できると思つて、再び赤川さんは昔からの友達ですから、敬意を表しておきたいと思
います。

そこでもう少しですね、一隅を照らすということをやつてみますと、先ほど「一隅
を照らすこれすなわち国宝なり」と言つたんです。その前に上人はですね、径寸10
枚これ国宝にあらず」と言つておるんです。金銀財宝を積んだものが国宝でない
と。人間らしい人間の生き方をする人こそが国宝だ」と分かり易く言えばこのよ
うなことを言つているようですよ。それでですね、一隅というのは、一人一人のこと
です。一隅とは今自分がいる場所や置かれている場所をさしているようですよ。お
金、財産が国の宝ではない。自分自身が置かれているその場所で精一杯努力し、明
るく光り輝く

できる人が、何ものにも変えがたい尊い国の宝だと言っておるわけです。ですから執行部の皆さんが執行部の皆さんで、執行部の責務を果たす、議会は議会の責務を果たす、住民は住民の責務を果たす、とそのような立場立場ですね、立派な言い方することが、国の宝だといっています。

今、あれですね、現代日本社会はですよ、高度経済成長を経て、科学文明が発達し、物質的には豊かな時代になったと確かに言えるでしょう。しかしながら一方では多様化と複雑化の一途をたどり、人間としての心に豊かさがどこかに置き去られたのではないかと、この言葉の中から私そう学んでいるんです。赤川委員長もですね、そのようなことをおっしゃっていると思います。

そして昨日からテレビを見まして今日も新聞を見ますと、今年の漢字の発表は「命」です。ご承知のように清水寺の管主さんの墨痕鮮やかな文字が記されました。一つしかない命、命の重み、大切さが選ばれた理由だそうであります。ちなみに2番目には悠仁さまの「悠」、3番目はやっぱり「生」生きる、4番目は北朝鮮がああいう暴挙を行いましたから「核」、このように世評を評しています。町長再度お尋ねいたしますが、赤川さんのこの前文がですね、町民全体に生きるように、再度敬意を表する意味で赤川さんにご声名願いたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 西山議員さんに再質問にご答弁させていただきます。いろいろご指導いただきました。なるほどという私も勉強させていただいたところでありますが、そのような深い意味も改めて心に刻みながら、みんなでこの期待に沿うよう目的に沿って頑張ってまいりたい、そういうふう思うところでもあります。ありがとうございました。

○議長（鹿島 功君） 西山 富三郎君。

○議員（20番 西山 富三郎君） 会議の進行をうまくはかどるようにですね、お褒めいただきましたので、私も議員としての職責を果たしていくことをですね、赤川さんにも出会って表明したいと思います。

最後の質問に入ります。特別天然記念物オオサンショウウオを子どもたちにという題でございます。

町内には特別天然記念物であるオオサンショウウオが生息しており、時折、用水路で保護されることがあります。生息地は岐阜以西の一部地域に限られており、中国山地も生息地として有名であります。

私たちのふるさとである大山町にはこのようにすばらしい自然環境が残っていることを知ってもらい、郷土の自然に親しみや愛着を持ち、守っていこうとする意識や態度を子どもの頃から育てていくことが重要であると考えます。

その方策の一つとして、子どもたちがオオサンショウウオを身近に観察することが

できる機会や施設を設けてはどうかと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長、ああ教育長ですか。教育長。

○教育長（山田 晋君） 西山議員のオオサンショウウオを子どもたちに観察できるようにしてはどうか、こういうご質問にお答えいたします。

オオサンショウウオはこのあたりではハンザキと呼ばれて随分親しまれておる訳ですが、おっしゃる通り西日本の限られた地域にしか生息していないことから特別天然記念物と指定されております。

従ってそのオオサンショウウオを勝手に捕獲したり飼育したりするということではできませんので、観察するならば自然界の中です。これが一番であろうと思っておるんです。しかし、子どもたちは本物を見たことがない生徒もたくさんいますので、所轄する官庁の許可を経て、観察施設を設置できないかということで、現在文化庁や県教委の文化課と協議を重ねているところであります。ある条件のもとで、飼育が可能であるということであるならば、どこかに施設を設置して子どもたちや町民の方に見ていただけるとこういう具合に考えているところであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 西山 富三郎君。

○議員（20番 西山 富三郎君） 特別天然記念物には、昭和27年に指定されたようです。文化庁の許可がなければいかんようですけれど、その中で私は児童たちにと言っています。児童たちに対する視点がなかったみたいですが、どうですか。やはり児童たちにそのような生命生態がどうかということの観察をもう少し具体的に。でもう時間がありませんから、やっぱり地球の宝だと言われているみたいですよ。外国からですね、日本に動物を動物園から欲しいと言ってくるのはですね、このハンザキと日本サルだそうですよ。そのような貴重なものが我が大山町に生息しているということですね、やはり私たちと共生すべきだ。大山恵みの里というのは、私は大山を取り巻く全ての森羅万象、水にしても空気にしても土にしても、すべてのものがそうだと思うとそれと共生しなくちゃならんと思っておるわけですね、極端なことをいえば、ハンザキとの共生というものも考えるべきだと思いますよ。やっぱり町のシンボルまで持って行って欲しい。そんなめったにないわけですから、特別天然記念物というのは、町に。そして地域住民との関わりを深めて欲しい。このような視点でご答弁願いたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 西山議員さんの再質問にお答えしたいと思います。動物や植物、鉱石の中で重要なものを天然記念物と呼んでいるんですが、その中でさらに重要なものを特別という文字をつけて、特別天然記念物と称しております。私たちの町大山町にはオオサンショウウオの生息と大山山頂にあるキャラボク純生林と、この2種類が指定されております。非常に大きな財産であると思っておるところであります。

まあサンショウウオについていえば、さらに山間地に生息しているという辺で子どもたちには是非見て愛着を持ってもらったり、あるいは生つていうか本物を見る中で、いろんな情操が培われるのではないだろうか。自然が大切であるとか、あるいはこういったものを保護しようとか、そういうものが生息している地域などを守っていこうと、こういったようなところが期待される訳ですが、先ほどもお答えいたしましたとおり、天然記念物は、勝手に捕獲飼育できないという大前提がございますので、本年度も2匹のサンショウウオを保護いたしました。で、その保護したものは自然界に放流する訳ですが、放流する場合は、捕獲した時よりも悪い条件ではいけないと、こういったような項目がありまして、文化庁と今協議している場合は、捕獲したよりもいい条件であるならば、観察というようなことも可能だということで今協議をしている部分なんなんですけど、そういうあたりに一つの落としどころがあるのかなと思っております。日本の国で小学校で公にオオサンショウウオを飼育している学校はありません。その辺で文化庁もそういうことができれば非常に画期的で全国にも例を見ないんだけど、もうちょっと慎重に考えてというところで、いろいろ話をしておりますので、なんとなくその辺には可能性があろうかと思えます。いずれにしても我が町にある特別天然記念物のそういうオオサンショウウオを子どもたちが見ていろんなことを学んで欲しいと、こういう具合に思っているところであります。以上です。

○議員（20番 西山 富三郎君） 終わります。

○議長（鹿島 功君） 大変微妙な時間になってきましたですけど、1時間に1回の休憩ということがありますけど、傍聴の皆さんもおられますし、諸遊議員さん引き続きやっていただいているんですか。それでは11番 諸遊 壤司君。

○議員（11番 諸遊 壤司君） 11番議席の諸遊でございます。私はこの度は健康増進施策として温水プールの早期実現をと題して執行部の考えを質したいと思います。

誰しも家族や他人に迷惑をかけることなく、元気で長生きをしたいと思うのは人間の道理ではないかと思っております。私もいつもそう思っております。元気で長生きしたいと思っております。

現在、我が町では、観光や農畜産物を含めた大山ブランド化や情報通信基盤整備などが先行して実現に向かって進んでおります。まあそれはそれで大変結構なことですが、私はそれと同等に、いやそれ以上に今ここで健康・長寿計画の立案・実行が早急に必要ではないかと思う訳でございます。

国勢調査からの統計をみますと、人口は今から10年前、平成7年には20,563人でした。で、昨年平成17年は、18,897人と10年で約1,700人減っております。そしてその反面、高齢化率は10年前の平成7年が24.7%から昨年は31.3%になり、そして10年後の平成27年の予想では36.7%に

上がっていくとそういう推測がでております。また、国民健康保険から見ました総医療費を見てみますと、10年前が25億9,000万円で昨年の平成17年が、35億6,000万円、つまり10年間で10億医療費が上がっている訳でございます。そしてこのまま制度改正がなかった場合には、10年後平成27年の見込みでは、49億になると、これは町の担当官の推測でございますけれど49億、今からまた12億も医療費が上がっていくという、こういう莫大なる数字が推測されております。

このように負となるべきことが予想されていながら、このたび発表されました大山恵みの里づくりの計画には残念ながら何らそれに対応する対応策が計画されておられません。昨日の町長の報告にも、また今西山議員の答弁にも赤川委員長をはじめ、11人の委員さんの感謝の言葉が、ねぎらいの言葉がありました。私はそれで、それはそれで大変なご苦労があったと思います。が、しかし、もう現実的に10年後はこんなに医療費が上がるんだ、老人がこんなに増えるんだと分かっているながら、その施策がしていないということに非常に残念に思う訳でございます。

まあそれはそれで置いておいて、私は、自分の健康は自分で作り自分で守る、その観点から健康のための温水プールの早期実現を提案したいと思います。近年、特に中高年に水泳、あるいは水中ウォーキングでの健康に対する効果が高いと非常に評価されております。また町報11月号、先月号ですね、にも水中ウォーキングに通い、手足も痛むところがなくなり、食欲も増し、体調が非常に良くなったという町民の声も載っております。今現在は、米子市内にあります、ある民間プール会社といいたすでしょうか、そういう施設に町民の方が行っておられますけれども、町外の施設を利用するのではなく、我が大山町の町内にも是非そういう施設を作り、もっともっと多くの町民に利用してもらい、日本一の元気な長寿の町を作っていかなければならないと私はそう思っております。多分町長も同じ考えだろうと思っております。

近江商人のことわざに「三方よし」という言葉がございます。それは商売をする上で、売った人もよし、またそれを買った人もよし、そしてそのことによって地域が発展するというので、「三方よし」という言葉だそうでございます。言いかえれば、お年寄が元気で長生きするということは、本人はもちろんのこと、その家族の方もよし、そして医療費が安くつき、その分税金が安くなり、ひいては我が町が豊かになる、私はそう思う訳でございますけれど、町長の考えを質したいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは、諸遊議員さんの健康増進施策としての温水プール、これの実現をというご質問でございます。

旧大山町では平成15年度から取り組まれておりました水中ウォーキングであります。これを新町でも現在米子市内のスイミングスクールに委託をし、介護予防事業として継続実施をいたしておるところであります。18年度では、年間160万円の

委託料で11月末までに113人、延べにしますと約1,000人の方々に参加をいただいております。参加された方からは大変好評いただいておりますし、スタッフも介護予防としての効果を大きく評価をいたしておるところであります。

先ほどご質問にありました大山恵みの里づくり計画に触れてないというご指摘でございました。大山恵みの里づくり計画と申しますのは、大山を核とした産業の連携による町の活性化、こういう視点の中で提言をいただきたいということで諮問したものでございまして、そういった意味から、これからそれぞれが産業を通して町作りに関わり、町の活性化を図っていく、その行動計画というものを提言していただいたものでございまして、したがってこの中ではなくて、実は総合計画の中に、心と体の健康づくり、総合計画の大山恵みの里構想事業というのがある訳でございしますが、その中に、心と体の健康作り機能の構築の中で温泉を活かした健康づくり、介護予防活動を取り組む、というふうに計画いたしておるところであります。

また現在、温水プール建設に対しまして、どういう事業があるのか、どういう財政的な支援が得られるのか、そういったことの事業の調査や、あるいは既存の施設とどういうふうに連携を図っていったらいいのか、さらにはそれを運営していくには、どのようなスタッフが必要になってくるのか、管理運営にはどのくらいの経費がかかっていくのかというようなことを今各方面から調査、検討をしておるところでございます。

他の介護予防事業につきましても、住みなれた地域で1人でも多く方が、要介護状態にならないように、また介護が必要になられても重度化しないように地域包括支援センターを中心に高齢者の方の生活を総合的に支援をし、引き続き介護予防、各種健康づくり事業を精力的に展開してまいりたいというふうに思っておるところであります。町民の健康は財政を助ける、これは同じ思いでありまして、そういった視点で取り組んでまいりたいというふうに思っているところであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 諸遊 壤司君。

○議員（11番 諸遊 壤司君） 町長からの前向きな答弁、今調査研究中だという答弁をいただきまして、まず良かったなと思っておるところであります。実は私、合併前の大山町議会からもこのことに何回も議場で訴えておりまして、同僚の議員からは「温泉議員」という別名をいただいたほど私はこれに執着しております。その時にもう今から3年ほど前でございますでしょうか、合併前のことでございます。当時の教育民生常任委員会で高知県の香北町というところに行きました。これはこの温水プールを使って医療費とか健康のために非常に効果があるという町でございますけれど、その当時人口が5,800人ほど、高齢化率がその当時37%ある。将来の大山町の10年後ぐらいの老人化率でございました。今現在は合併されまして香美市というところになっております。そのところに6名ほどの議員で視察にいきました。その当時

町長が、香北町の町長ですよ。「このままではもう香北町は、医療費でパンザイになるじゃないか、ということでその当時から10年ほど前、今から言いますと13年ほど前でしょうか、そういうプールを作って「皆さん、おいでおいで」と、健康は自分で守って自分で作ろうということで太鼓をたたかれたそうでございます。

ところがなかなか田舎町でございまして、失礼な話ですけど、田舎町でございましてなかなか利用する人がない。で、町長は困ってしましまして、町長権限で老人クラブの会長さんとか、婦人会の会長さんとかいろいろな人を反強制的にプールに連れてこられたそうでございます。はじめは町民は、嫌々ながらでございましたけれど、もうするたんびにやっぱり体が元気になる、食欲が増す、というようなことでどんどんどんどん増えまして、その時説明された課長さんが、「まあ諸遊さん見てください。今来ておられるお年寄りの方の水着がスクール水着じゃないですよ」ということです。始めはみんなが恥ずかしいということで、紺とか黒とかブルーとかそういう地味な水着だったそうですけれど、私たちは見させてもらいました。もうおばあさん、腰の曲がったおばあさん、太ったおばあさん、花柄の水着、蝶柄の水着、もう素晴らしい水着で泳いでおられました。まずそこから気分が変わることによって病気は来ないんですよ。町長も同じ考えだと思います。やっぱりね、治療医療費よりも予防医療費は安くつく。これはもう私が言う番でなく町長も担当課長も分かると思います。まずそこまでちょっと町長のコメントをお願いしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 再質問に答弁させていただきますが、そのプールの光景が目に見えようであります。おっしゃる思いは同じでございます。ただ間違いなく高齢化は進んでまいります。どうあがいても進んでまいります。これは決してわが町だけの責任でもありませんし、高齢者だけの責任ではないというふうに思っています。分母が減る訳でありますから、このままでは分母が減るんでありますから、高齢化率を下げようと思えば、子どもをどんどん増やせばそれでも下がるんですけども、ただ高齢化があがっても、元気に歳を重ねていただければ率は上がろうが、それは町にとっては関係ないというふうに思っております。いかにそういった人生経験豊かな方々に町を支えていただくか、そういった仕組みを作っていくことが大事なことでというふうに思っておりますし、そういった意味では、先ほど来ております提言いただいた大山恵みの里作り計画、これも各分野の中で特に農業、漁業、観光等も、属に言う高齢者っていうのは65以上を高齢者という訳でありますけれど、そういった方々がどんどんそれぞれの役割の中でこの計画の下に一緒に思いで行動いただければ、元気な町になってくるんだろうというふうに思っております。

ただまあ、しかし、加齢によってどうしても体が弱ってまいる訳ですから、それをいかに進行を防いでいくかというところの中で介護予防事業というのがあるわけです。

から、いろんなさまざまな事業を仕組んできているところでありまして、まずは閉じ込めにならないように、外に出ていただくということが大事なことでありますし、衰えがちな筋力をつけていただく。そしてこれは年寄りだけではありませんが、この辺の肉も落とすということも考えないけんなど、私自身の課題としても思っておりますけれど、その中で水中ウォークというのが大変効果があるというのは私自身もよく理解をしております。旧大山町では、なし得なかった温泉が合併したら温泉ができてしまいました。中山に素晴らしい温泉がある訳であります。だからその資源をいかに町民のみんなに広く活かしていくかということに関わってくるのではないかなと思っております、そういった意味で今限られた財源でございます。従ってそんなに大きなプールは、なかなか事業によっては難しいのかもしれませんが、少なくとも水中ウォーク、介護予防に使えるようなプールというのは、事業を捜してみればなんとかなるのではないかなという思いで、今いろいろ調査を実は去年、おとどしぐらいからもう指示はしながら進めてきておるところであります。す。合併当初から私の思いの中で何とか温泉を使って介護予防のプールができないかということはもうすでに以前から調査をさせておるところでありますけれども、いかんせん財政的な問題があります。そういった中でいろんな事業を今模索しておりますけれど、何とかそういう部分を見つけながらでも、今諸遊議員さんのおっしゃるようなそういった活用できる施設を作っていくように頑張りたいなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 諸遊 壊司君。

○議員（11番 諸遊 壊司君） 前向きな前向きな答弁で本当に嬉しく思っております。議会の初日はおとついでですね。私は南部町の福祉センターのプールに行ってみました。パンツ1枚で泳いでみました。やっぱりね、平成11年の3月建設って書いてありましたけれど、8年、9年になりますか、その当時の町長はたいしたもんだと思っております。まだ合併していない財政的に豊かでない、失礼ですけど西伯町そんなに豊かでなかったと思っておりますけれど、25メートルのプール、4コース、そしてこちらには歩くコース、ジャグジー、サウナあり、いろいろな施設がありました。で、2階にはトレーニングジム、機能訓練室ですかいろいろありまして、その8年、9年前にそんなに裕福でない町がよくしたもんだなど。これはやっぱりトップの心の持ち方、こうしなければならぬという信念が、強い信念があったからではないかと思っております。で、町長も今おっしゃたように2年ほど前から、そういうことに調査をしていると、ただ残念なことには予算のことっておっしゃいました。よく分かります、よく分かりますけれど、あの西伯、合併以前の西伯ができました。せつかく私も何べんも言いますように、旧大山町に何べんも言いました。その当時黒田町長が、なんとやっぱり7,000人の町ではなかなか難しいわという結論でございました。

いいことは分かっているけれど、7,000人の町民の町予算ではその温水プールはなかなか難しいわということでした。ならば今、19,000の合併をしました。この合併のいいところはこういうことにね、これにお金をかけても町民は愚痴は言わないと思います。やっぱり時には職員の給料を下げる、議員の給料を下げる、いろんなことを削減しないといけん。よく分かります。あの施設を今の指定管理に出して、お金をケチるといのはいけませんね、始末するということとはよく分かりますけれど、やっぱり出すところには出して町民の健康作りに頑張っていく。これはやっぱり旗振りの町長の考え一つだと思っております。われわれ議員も町民もこの考えには必ずついて行くと私は信じておりますけれど、最後の答弁をいただいて私の質問を終わりたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） まあ同じような話になってしまいますが、平成11年頃、地総債という、それぞれの町が要は起債制度の中でいろんな箱物を作りました。そういった時の目標とするものの考え方の中で福祉に特に力を入れておられた当時の町長、今もおられますが、そういった中で住民の皆さんとの合意の中でそういったものを優先的に作られたんだろうというふうに思っております。わが町は健康増進だという思いの中で旧名和町は運動公園を作ったり、中山はフォーラムを作っていかれたり、大山は福祉センターを作られたりというようなところでもあったわけでございます。ただ今そういったことによつての償還に非常に頭を痛めてるということも現実な訳でございます。施設を造るといことは、ある意味ではその時の目標としては、おっしゃる通り同じ思いな訳でありますけども、後の利用なり維持管理そういったところも含めてやはりどういったものを造っていけば本当に有効に活用していける範囲なのかということを考えていかなければならないというふうに思っています。

従って、どんどん泳ぐことまで必要なのか、歩く程度でいいのか、それこそ介護予防でいいのか、住民の皆さんが気軽に使えるプールまでせないかんのか、それで本当にそれで利用があるのか云々ということも考えていかなければならないというふうに思っております。とりあえず今のご質問なり私の思いの中では、高齢者のトレーニングとしての介護予防としての水中ウォーキングの効果は大変大きいと思っておりますので、最低でもそこら辺のところのレベルの中で、どのくらいの経費がかかってどういった運営がしていけるのかということ今検討させておるところでございます。まあそれも皆さんに後の財政的な負担なり、管理の負担もご理解いただくということがなければ進まないというふうに思っておるところでございますので、よろしくそこら辺をご理解いただきたいと思います。

○議員（11番 諸遊 壊司君） 終わります。

○議長（鹿島 功君） 12時をまわって申し訳ございませんでしたが、ここで暫時休

憩いたします。再開は1時です。

午後12時5分 休憩

午後1時 再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。午前中に引き続き、一般質問、3番 吉原美智恵君。

○議員（3番 吉原 美智恵君） 通告に従いまして、1問質問いたします。

2007年からいわゆる「団塊の世代」と言われる人たちの大量退職が始まります。11月の読売新聞の世論調査によりますと約75%の人が60歳を過ぎても働きたいと答えています。また、現在、ボランティア活動に参加している人は、15%でしたが、今後「参加したい」という人は計61%に上がっています。その中でどのような分野の活動に参加したいのか聞いたところ、複数回答ではありますが、地域の安全や防犯45%、また福祉44%が多く、次いでまちづくり36%、環境保護35%、子育て支援27.5%などの順でありました。参加する場合、仕事や趣味などの経験を生かしたいという人が計73%に上がっています。

大山町でもこの団塊世代がボランティア活動の新たな担い手になると期待できると思います。現在、行財政改革のまっただ中にありますこの機会に、住民と行政のすき間を埋めるべく、例えばボランティアサポートセンターなるものの設立の手助けを考えてみてはいかがでしょうか、町長に質します。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは吉原議員さんのボランティアサポートセンターの設立をというご質問に答弁させていただきます。

ご承知のように、これから団塊と言われる世代の多くの方が退職等で地域社会を重点に生活されることになると思われます。長い間培われた経験、技術、知識等を活かした仕事や活動を、または今までとは違った分野での活動を考えておられる方、またボランティア活動に参加したいというふうに思っておられる方等、退職後の地域でのライフプランはそれぞれさまざまというふうに思われます。

60歳を過ぎても働いて収入を得たいという方もいらっしゃるわけでありまして。そういう方々には、シルバー人材センターに加入をされ、多種多様なニーズに応えられるのも選択肢の一つかもしれません。また、NPO法人を立ち上げての事業活動やユニークな起業を思いつかれる等々が想像されるというふうに思います。

ご質問のボランティアサポートセンター設立につきましては、現在大山町では、社会福祉協議会が「大山町ボランティアセンター」を設立しておりまして、個人、団体合わせて252人の登録会員で福祉分野を中心に活動がなされております。社会福祉協議会では、ボランティアコーディネーターの資格を有した職員もおりますが、現在の

社会福祉協議会のボランティア活動の状況では多業種の人材を登録し、それらの会員を必要な施設や団体に派遣の斡旋する業務件数は少ない状況にあります。

社会福祉協議会の既存のボランティアセンターを、団塊の世代の方々の社会参加の支援も対応できる「ボランティアサポートセンター」として必要に応じた組織体制の強化は出来るものと考えておりますし、それに対する行政の支援も取り組めるではないかなと考えておるところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 吉原美智恵君。

○議員（3番 吉原 美智恵君） ただいま社会福祉協議会についての町長の答弁がありました。今現在それは活動されていると思いますけれども、たとえば民生委員の方が元名和町でしたら25人です。話がちょっと別になりますけれども、民生委員の方は25名、で、名和町区域で独居老人の方が246名、また老夫婦で過ごしておられる方が110件あります。こういう状況で多分、民生委員の方も各地区に一人ということは無いです。無いようです。2地区にまたがって一人おられるような状況でありまして、その中でいろいろな支援とか、また老夫婦の困っておられることなどを細かく対応されるということはなかなかできていない現状ではないかと思えます。そういうところのサービスなどは、今ある既存の協議会ではなくて、できますればNPOが一番いいんですけれども、そういう団塊の世代の人が例えばそういう小さいことを思っておられても、一人だけが思ってもなかなか出来ない訳で、また需要に関して、他には小学校など、今度名和小学校の統合があるわけですが、それに関してまた子どもたちの通学問題でありまして、その中の交通安全という問題について、学校の方では保護者にでも協力してもらって毎日でも交通安全を見守りたいというような気持ちもあるみたいです。そういう時にこの不況の中、私たち会社に勤めておりましたりしているものはですね、目の前の生活が手一杯で、なかなか自分の子どもがかわいくても朝立てるという状況にはならないと思います。無理して朝立ち番になったり、そういう可能性もあると思います。でも本当に毎日毎日精一杯働いてる方はそういう余裕もないかと思って、その分また町の行政に不満を抱く可能性もあるかと思えます。

それから、例えば中学校におきまして、今先生方は光徳子ども学園というものがありますが、名和中学校に入っておられます光徳子ども学園の学校の生徒が、その中で、中学校がどの中学校がいいか悪いかという時に、世間は今の状況ですと進学率とか、どこの学校にたくさん入ったとかそういう物差しで見られる方もおられます。そういうことだけではないと思いますけれども、無償で光徳子ども学園に先生がボランティアで子どもに教科を教えに夜行っておられる状況もあります。そういうところがですね、もしか退職された先生方がおられますれば、その得意なことを生かされて先生の任務を軽減することができる。そういうきめ細かい配慮をするボランティアサポートセン

ターという意味でありまして、そういう手配したりそういう問題点を見つけたりする、そういう機構というのはなかなか個人ではできないと思います。それで団塊の世代のマネジメントするそういうプロも案外行政の退職者の中から現れるかも分かりませんし、そういうちょっと視点を変えてそういう団塊の世代で構成できるような、そうすればまたゆとりもありますし、細かい行政のそれこそ行政と住民の福祉のすき間を埋めることが出来るのではないかと思いますので、その辺で福祉協議会と切り離されて、または団塊の世代を利用するというところで考えてみたらいかがでしょうか。それは人材イコール宝であると思いますが。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 再質問に答弁させていただきます。今、ご質問の中でさまざまなボランティアの役割、あるいは求められているボランティア像というものを団塊の世代に求めていけば、それぞれ生きがいをもって地域の中でご支援いただけるのではないかと。そういったことを全て1カ所に総括をして、それをコーディネートするようなそういった機関を作った方がいいのではないかとというような受け止め方をさせていただきました。これはまた私の受け止め方が違っておればまたご指摘いただきたいと思います。先ほどの具体的なご質問がありました高齢者の世帯や独居、こういった方々への民生委員の皆さんへの役割というのはもちろん、これはその方々の民生委員への役割としては相談に乗ってやったり、あるいは時々様子を見てあげるということが基本的には民生委員さんの役割でございますから、日常の中で常にするというようなところまでを想定した役割としてはとても無理なことだろうというふうに思っております。

そういった意味で今、社会福祉協議会にそのボランティアとして配食サービスであったりとか、いろんな社会福祉協議会が、これは事業としては介護サービスの中での訪問介護とかもあるんですけど、いずれにしても社会福祉協議会が特に福祉の部分、これについては行政で出来ない部分を社会福祉協議会が担っていただいておりますことでありまして、さらにそれを社会福祉協議会が中心になりながら、住民の皆さんにボランティアとしての支援をいただくような組織作りなり取り組みして、そこでいろんな施策をしていただいておりますよね。だからこれっていうのは、逆にそれをもっと強化して行って、もっと多くの人にその組織の中に関わっていただいておりますし、そのためにボランティアのコーディネートの資格をもった職員もおる訳であります。さらにそれを本当は社会福祉協議会が、単に高齢者の福祉だけではなくて、地域の福祉活動として、いろんな障害者であったり子どもであったり、いろんな場面の福祉活動の中で取り組んだような活動でありますから、そういっ

た意味でもう少し、ウイングを広げているんな分野に対応出来るようなボランティアという皆さんを集めてといいますか、ボランティアの皆さんに登録いただいて、そして活動に取り組んでいただくような組織にきちっともう少し、今の福祉に限らず、もっと幅を広げた活動に社会福祉協議会のボランティアセンターがなっていたらと今おっしゃるようなことも相当の部分解決出来るんじゃないかなと思っております。

それとボランティアというものの考え方で、さまざまな考えがあるかと思えますけれど、私は決してボランティアというのは全て無償だというふうな思いはもっておりません。やはりある程度自分の生活という部分もあるわけですから、ただそれで収益をあげるという訳ではないにしても、ちょっとした経験を生かして、自分も少しの小遣いをいただきながら、相手の方にも安く提供することに喜んでいただける、それも広い意味ではボランティアじゃないかなというふうに思っております。そういったのをやるのがNPOでありますから、NPOは決して金を取ってはならないということではないわけでありまして、NPOというのは、だからそういった社会的な活動であります。だからそこには当然経費が生じてくるわけでありまして、その上の経費というのは利用者からいただくというのは、当然NPOの活動をしていく上では当たり前のことだと思っておりますから、すべてが無償ではないと思っておりますし、それからシルバー人材センターにつきましても当然これは、私は半分ボランティアかなと、活動としては思っております。安く、本当に大きな仕事ではない、小さなことを自分の持っている力量の中で、すぐに対応を小まめにしあげられるというそういった方々の集まりがシルバー人材センターだと思っております。

しかしながらそれを運営していく上での対価というか収益がなくちゃなりませんから、そういったのは当然求めていく訳でありますから、なかなか高かったりあるいは大きな仕事ではないんで来てもらえない部分を本当に気軽に対応していったのがシルバー人材センターだというふうに思っております。これも私はある意味ではボランティア活動ではないかなと思っております。その中で特に有償の部分の中でも今のシルバー人材センターに単に今のように障子貼りであったりとか草刈りであったりとかということだけではなくて、もっとこれからさまざまな議論とか経験を持った団塊の世代の方々が、リタイヤして来られるわけでありまして、それを生かしていく上でいろんな幅を広げて行って欲しいなというふうに思っております。

例えばパソコンとか通信に精通された方が個人指導を、シルバー人材センターに委託されていくとか、あるいは教室を開くとかということもできると思えますし、それから今おっしゃったように、時給いくらかで塾でもするわい、教えてやるわというのもある意味ではあってもいいのかもしれないし、すべてを今までの部分すべてを別にして、一つセンターを作って、そこに集約して活動をさせていった方がいいんじゃないかという論については、ちょっと少し無理があるんじゃないかなという気がして

おります。

で、今の通学の見回りあたりにつきましても、そういった方々をPTAが、子どもたちの通学の安全を守っていくためにPTAが核になって自分たちだけで出来ない部分、おっしゃるように、PTAの皆さんは今一番仕事の中心的な立場におられる方々ばかりでありますから、早々休んでいけない訳でありますけれども、そういった方々が中心になって地域の高齢者の方とかリタイヤされた方々に呼びかけて、そういった通学の見守りとか、いう支援をいただくようお願いをしたり、組織作りをして対応してもらおうような仕掛け作りもあるんじゃないかなというふうに思っております、そういった意味でさまざまな分野の中で、さまざまな方が核になりながら、いろんなボランティア活動とか支援をいただけるような仕組み作りをしていくことが大事だなと思っております、繰り返しになりますが、それをすべて一つのセンターでまとめて包括的にそれを差配して派遣するというようなセンターというのは、ちょっとすぐには今やってる実態からいって難しい部分はあるんじゃないかなと、それよりは今ある団体とか組織というものをもう少し幅を広げて評価していく中で、それぞれが自分の生きがいとか、見出せるようなそういった環境作りをしていくことが早道でもあるんじゃないかなと思ったりしているところであります。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 吉原美智恵君。

○議員（3番 吉原 美智恵君） 今回の町長の答弁では、福祉協議会が今ありますということで、そこを広げていきたいというふうに捉えましたけれども、団塊の世代を十分に利活用するということは、やっぱり団塊の世代の枠の中で作られた自由がきくとか、福祉協議会とはまた違う活動ができるんじゃないかと私は思ってるんです。それで行政も今改革中ですので、人材は派遣できないかも分かりませんが、例えば名和小学校の各名和小の今統合されますので、西校舎、東校舎の跡地を利用いたしまして、団塊の世代によって運営されてもっと自由な感じで、福祉協議会とはまた違う趣きのものがあればいいんじゃないかと思ったわけです。

それで例えば福祉だけではなくて、ボランティアというのは無償、無償と言われますけれど、確かに少しの利益があった方が、張り合いがあるかも分かりませんが、65歳以上の方が元気でおられるというのは確かに、前回、午前中の議論で、プールとか温水プールの発想もありましたけれど、生きがいを持って人のために働く、そしてそれがかえってまた自分の生きがいであるから自分も健康になると、そういう考えであればまたそれはそれで65歳の方は元気で過ごす秘訣になるかと思うんです。福祉協議会とはまたちょっと65歳以上の人の、その団塊の人の集まりというのはまた自由さが違うと思うんです。

たとえば、まだ他にも大山がありますけれど、環境レンジャーというのがあります。それは環境省のレンジャーは全国の国立公園の中で230人ほどです。東京都では野

口健さんが運動されて自治体のレンジャーを作られましたけれど、別にそれは自治体に期待しなくても本当は、山が好きで自然を愛してる、そういう団塊の人がおられればその人が活動できるわけです。そういう情報とか、そういう組織というものがないと、心の中で一人だけ自然を守りたいと思っても、活動出来ない人もいっぱいいるかと思うんです。

ですからそういう幅広い需要を求めて、需要に出来ますよというか皆さんの気持ちをくみ取って、そしてまた求めておられる山であり、人間であり、その必要としている人とうまくタイアップさせる役目というのは、今の福祉協議会ではなかなか今の状況で手一杯ではないかと思うんです。その辺のところは今一步求めているところなんですけれども。今の若い、65歳といったら本当に若いですので、前向きで若さもエネルギーもたくさんあります。そして自分の居場所を求めている人がたくさんいると思います。で、具体的なプランを持つ人は、まだ少なく、男性などは特に会社の縦社会の中でおられますので、なかなか一個人として福祉協議会の中で働くという感じというよりは、自分たちが発想をして自分たちで手配されて活躍していくという場を与えて、そういう意味合いが違うんじゃないかとも思うんです。

で、その設立の準備を役場の方というかそういう方がちょっと手助けされて後押しされれば、あとは自分たちでやっていくんじゃないかと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 答弁させていただきますが、先ほど申し上げましたように、ですから基本的にはそういうボランティア活動をやりたいという同じ思いの方が集まって組織を作りながらですね、地域で活動していただくということは私は理想だというふうに思っておりますので、それは大事なんだろうと思います。ただご質問をいただく中で、いろんなそれぞれの思いがあって、あれがしたい、こういうことがしたい、云々がしたい、とそれを全部集めて、じゃああなたはそういうことだったらこっちに来なさい、あなたはこう行きなさいというようなね、ことを差配できるようなところまでの、まあ需要と意思をつなぐ役割なんでしょうけれど、それをどーんと広げてっていうのは、なかなか現実的組織として難しいんじゃないかなと思っておりまして、だから今のようなたとえば自然のレンジャーったら、全国組織の中でおりながらこの地域の中で仲間を求めて、全国組織の枠の中でそういった活動をしていくとかというあらかたあるわけでありまして、これを大山町だけで一人おんなるけれど、一人の組織をしてっていうのはなかなかつながらん訳でありますから、で、全てを社会福祉協議会にということをおっしゃるわけでありませぬので、先ほど申し上げましたように、社会福祉協議会のボランティアセンターっていうので、今の高齢者の配食サービスとか、いうことだけではなく、もっと幅を広げた形での活動を出来るような受け止めれ

るようなそういった視野を広げていく、ウイングを広げていくということを社会福祉協議会がもっと出来るのではないかと、今の現状のボランティアセンターの中でも、ということをお願いしておいたところでもありますし、さらには今言われますように団塊の世代の皆さんが、集まってなんか地域のためにこういったことをやろうやという組織立てをして、たとえばどっかの拠点の場所が欲しいとか、何か情報が欲しいとかいうことであつたら、当然行政としてははしていけることだろうと思っておりますが、行政がまず受け入れる場所というか組織というか、組織を作っておいてさあどうぞ何かあつたら来てください、いつでも対応しますよというところは、なかなか今そこから入るのは難しいのかなと。ただおっしゃるようなことに対しての、その活動をしやすいような支援というのは、それは行政の中でもある程度役割としては出来るのかと思っておりますが、繰り返しになりますが、現実としては、やはり今あるシルバー人材センターとか、社会福祉協議会のボランティアセンター、こういったあたりをもう少し、あるいは公民館活動なんかもあると思うんです、僕は。社会教育活動の中で公民館でさまざまな講座がありますけれども、こういったものを例えば、公民館が主体ですけれども、それをそういった経験とか、能力を持った方々が講師になっていただいてそこで講座を開いていただく、こういうのもですね、そういう意味では、地域に凄く経験知識が還元されてきますし、生きがいにつながると思うんですよね。こういった活動というのもある意味では行政の中で受け入れていくこともできると思っておりますし、そんなようなこともしながら、やっていけるのではないかなと思っております、なかなか表現の仕方としては、ちょっと違いがあるかもしれませんが、思いとしてはそんなに議員さんと大きな違いはないのではないかなと思っております。以上です。

○議員（3番 吉原 美智恵君） 了解いたしました。

○議長（鹿島 功君） 次、5番 敦賀 亀義君。

○議員（5番 敦賀 亀義君） 通告に従いまして1問質問いたします。

イベントの効率化についてでございます。新大山町になってイベントが非常に多くなっております。すなわちこれは、旧町で実施されていたイベントが、そのまま新町に引き継がれているものと見受けられます。したがって、年間イベントの回数は非常に多く、またそれに伴う予算は相当の額になると思います。それぞれのイベントの効果については町はどのように把握されているのかお聞きします。

また、年間のイベントの回数が私のちょっと調べた中では、25回程度実施されています。これらのイベントの内容を検討し、統一できるものはないのか検討されてはどうか、一例をあげれば5月に実施されているイベントは7回あります。これを5月の連休に集中し、町外からのお客を呼び込み効率化を図ってはどうか。町長の考えを

お聞きします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは、敦賀議員さんのイベントの効率化についてのご質問に答弁させていただきます。

一口に「イベント」と申しましても、大は今年ありましたが全国大会から小は集落のお祭りのようなものまでありまして、その性格も自分たちが楽しむことを目的とするのものから、外から多くの人に集まっていただいて楽しんでいただくものまで大変幅広い範囲に広がっております。学校の行事なども含めると、こうしたいいわゆる「イベント」の数は年間ではおっしゃるとおり相当の数になっているということも周知のことであるというふうに思います。

ご質問の「イベントの効果」についてであります。その規模や性格にかかわらず、究極の目的は「地域の活性化」であろうというふうに考えております。従いまして、各種イベントを行う限りは、そのイベントの対象とする参加者の皆さんに満足していただき、実施する地域が活性化することを目的としなければならないことは改めて申し上げるまでもないというふうに思っております。規模の大小は別といたしまして、イベントの実施にはそれなりの経費と手間、そして主催者の皆さんの熱意が込められておりまして、その実施効果はその都度検証し、最大の成果を引き出すように努めていく必要があると思っておりますし、現在実施しているイベントは総じて活性化に寄与しているものと認識はいたしております。

次に、イベントの内容を検討し統一出来るものはないかということでございます。合併協議の中でも調整に苦慮した部分であります。旧町で行われておりました各種イベントは、それぞれに歴史的地理的な背景や地域の皆さんの深い思い入れが込められたものばかりでありまして、機械的に統合するといったことが不可能でありました。その結果、多くのイベントが新町に引き継がれてまいっておりますことは事実であろうと思っております。合併後、各種イベントの統廃合につきましては、検討作業を行って来てはおりますが、それぞれに異なった背景や実施主体、受益対象、成果目標が存在しておりまして、行政のみでは調整が困難であるというのが現状であります。

そういった中でも、大山高原マラソン全国大会とか、修験道行者リレーといったイベントのようにその目的を達成したり、事業効果が薄いという理由で廃止したものもある訳であります。ご指摘の5月に集中しているイベントに限らず、それぞれの性格や目的、事業効果などを総合的に勘案して、統合できるもの、同時開催による相乗効果が期待できるもの等検討を加えてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、各種イベントを実施することにより、それぞれの地域や住民の皆さんが元気になっていただくことが、重要なことでありまして、そうした方向での効率化は推進すべきであると考えておるところでございます。今後ご支援い

たきますようよろしくお願ひ申し上げます。以上です。

○議長（鹿島 功君） 敦賀亀義君。

○議員（5番 敦賀 亀義君） 私今の町長の答弁、非常によく分かっています。要するに私はやめなさいという意味でもございませんし、イベントは非常に効果あり、やっ行って行かなければならないと思っているのは重々でございます。

そこで、まず私のあれでさっきも申しましたが、担当部署の回数でいきますと、これはご承知だと思いますが、観光課が8、企画情報課6、中山支所まちづくり推進課が4、社会教育4、生活想像館2、産業振興課1、このように数はあります。このイベントに対して職員の動員にしても大変であると思われます。他にも町外のイベントの参加も職員もあろうかと思ひます、以外に。毎年お客の動員予定数、大きく下回っているイベントはないのか。私はそれをイベントがそういうところがあれば統一したらよろしいんじゃないかということをお問ひさせていただきます。

また毎年7月に実施されているみくりやポートフェスティバルアンドサザエまつり、これも反省会の中から来年は5月に取り組んではどうだろうかということをお検討中もでございます。あえて私はこういうイベントの効率化を図って、小さいものは大きく指定して町民の皆さんと一緒にやっ行くべきではないかと思ひます。その辺をもう一遍町長に答弁願ひます。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 敦賀議員さんの再お問ひに答弁させていただきますが、先ほど答弁をいたしたとおりでありますし、今議員さん再お問ひでおっしゃるとおりだというふうにお思ひしております。基本的に長年やっきておりますと、イベントというのは、することが目的になってしまう場合があります。やはりそうではなくてやはり定例的にやっきていても本当に皆さん参加喜んでしていただひてるのかどうなのか、本当にただやってるだけのイベントになってしまうてはないか、そういったところは検証しなくてはならないんじゃないかなと思ひしております。先ほど申しあげましたようにそのイベント、町民の皆さんに参加いただひて一緒に盛り上げていくというイベントと、町外からどんどん多くの人にきていただひて大山町を知っていただひ訪れていただく、そういった機会にするイベントっていうのと大きく分かれてくるてはないかなと思ひしております。そういった中で地域の中の皆さんが、地域の活性化のために取り組んでいくイベントということについては、やはりこれはどちらかというて、住民の皆さん、町民の皆さんが中心になってどんどん活動していけるような体制でないてちょっと継続していくことにおそういう意味ではなくてくるてはないかなと思ひしております。今も確かに実行委員会とか、町民のみなさんが頑張っていただひて、盛り上げていただひてる訳でありますけれど、準備片付けは全て町の職員がする、そういったイベントもたくさんある訳でありますし、それはいろんな事情の中でしかた

ない部分もある訳でありますけれども、そこら辺の役割、例えば、どうしても休日開催になりますから、平日お仕事があってなかなか準備に出れなくても、その代わり当日しっかり盛り上げていただくという方も町民に皆さんある訳でありますから、そういったイベントについては、当日の運営については、住民の皆さんが中心になってやっていって、町の方としては、準備と片付け、平日行う部分をやるとか、そういった役割の分担、職員は今度は、そのイベントを一町民としてイベントを楽しましていただくとか、いうふうなことも考えられるわけでありまして、従って、町民と行政との役割、さらにはイベントの目的によつての町民の関わり方、そういったことをきちっと検証しながら取り組んでいかなければいけないというふうに思っているところでございます。特に今年もふるさと祭り、これも一つにして大山町の文化祭としてやった方がいいんじゃないかというような声も一部あるなかで、実は去年から模索はしておりますけれど、これも歴史的な今までの長い経過の取り組みの中で、中山は中山、名和は名和、大山は大山のそれぞれの取り組みという部分が実行委員会形式のある中で、なかなか一本にというのは、お互いが自分のところが一番いいというふうに思っておられまして、よそのなんていうのはどうしようもないな、私も一番だなと思いつつよそは行って見ていないというのが現実だったものですから、じゃあ今年は、メインの日にちを変えてそれぞれが行き来して、よそのも見れるようなそういったのでやってみようやということなので2年目はその取り組みをやったところでございます。

合併したばかりで、それぞれの良さというのには自信を持ってもらわないといけない訳でありますから、大事なことでありますが、でもお互いの状況を全体を理解する中で、今後に向けたイベントのあり方についてまた協議する機会を持たせていただけたらなと思う次第であります。以上です。

○議員（5番 敦賀 亀義君） 了解しました。これで終わります。

○議長（鹿島 功君） 次、8番 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井 美保子君） 通告に従いまして2項目教育長に質問させていただきます。

始めに教育問題について、全国で教育に関する課題が次から次へと問題化されて来ているが大山町教育委員会ではどのような対応策を考えておられるのかということでございます。

1、国からの通達があったか。あれば内容とその対策について。2、合併して2年を経過、大山町の教育に関する問題点は何であるか。教育長の視点で感じておられますことを述べていただきたいと思っております。3番目にいじめ問題を問う。町内の小・中学校でいじめがあるか。私も25年前にいじめ問題に関わった者として、とても関心を持っております。どうぞお聞かせくださいませ。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 岩井議員さんから、非常に幅広いご質問をいただきましたのでお答えしたいと思います。

通達自身そのものだけで言えば数多くある訳ですが、3番目にいじめというあたりに焦点を絞られておるのではないかなと思って、そういう辺りを中心に答弁させてもらったらと思っておる訳です。

まず始めのいじめのことだと思ふ訳ですが、国からの通達ということでありませう。いじめについて言えば国からあったのは通達ではなくして通知ということですが、2回ありました。最初は、去る10月19日に「いじめ問題への取り組みの徹底について」という通知で、これを受けて教育委員会は、町内の校長会を開いてその通知を周知しました。各学校では、小中学校それを受けて児童生徒へのアンケートとか個別相談などを行って、いじめの現状把握をしたところでありませう。校長さんからいくつかこれはどうかというような掌握した事案が報告ありませうが、それについて学校へは適切な指導を継続して行うように指示したところでありませう。

二つ目は、11月17日にこれは文部科学大臣からのお願いというこういうタイトルでございませうが、これについてはマスコミ等でも広く紹介されませうが、本町では学級担任が大臣のメッセージを教室で読み上げて、さらに補足を加えて全ての子どもたちにその意味が分かるように伝えませう。保護者へは、鳥取県の教育委員会が別途またメッセージを出したので、それとそういう一連の相談窓口を一覧表にしたパンフレットがございませうので、それも添えて配布したところでありませう。

さらに大山町の教育委員会として、全国的にいじめによる自殺が相次いでいるというようなことも踏まえながら、教育相談専用の電話というか、電話番号を書いたプリントを全児童生徒に配って、児童生徒が何かあれば相談ができるようなそういう体制を取っているところでありませう。

次に、合併して大山町の教育、とりわけいじめというようなところを頭に描きながら、教育長としてどう捉えているのかという辺についてお答えしたいと思つて居るんじやが、3町が合併して所轄するようになった保育所、学校、公民館、図書館というようなのは、非常に数は増えてきたんじやが、全体の教育環境は、年々厳しくなっているなと感じて居る具合に感じて居るじや。ご質問の骨子にありませういじめ問題を想定してお話させてもらつて、子どもたちが成長する過程で人間関係を磨いたり育てたりする場というのが、貧弱になっているのではないのではないかなというような感じも持っています。当然子どもたちは、様子を見るとそれぞれの家庭や地域社会、あるいは学校社会、学校生活の中で仲間と出会うわけじやが、例えばその仲間が非常に少なくなっているとか、あるいは親子の会話、地域社会での会話、こういったようなものじやが、返事にちょっとこう毛が生えたと言いますか、そういったようなものじやが、

体験自身も指示をされてこれやってみるかというような中で促されてやるというような、そういう大きく言えば受身のそういう活動というようなものからなかなか脱出できないのかなど、こういう具合に思っております。特に児童生徒の数について、町内の小中学校で今、10名以下と、自分のクラスが10名以下というクラスは10クラスございます。一方で、同じ学年に2クラスあるというような学校も当然学年もあるわけで、町内の子どもたちにとってどこに住んでいるかということによって、仲間の土俵の大きさが随分違っていると。こういう中で、人間関係をどういう具合に磨いていくのかというような課題を私は意識しておるところであります。同じく中学校についても、例えば現在の中学校3年生、中山・名和・大山、3中学校で154名、今いって、それぞれ3つの中学校が2クラスでいろんな仲間づくりをしているわけですが、今年1歳になった子どもたちは、町内で全部で108名でございますから、この子どもたちが中学校に上がる12年後は、108人ですから3中学校とも確実に1クラスになります。

こうして大山町で育っていく子どもたちが高校に進学すれば当然、一挙に200人や300人という仲間と一緒に学校生活を送るわけですから、そういう中でやっぱり自分らしさを失わずに生きていくということを考えると、人の関わり方、友達との関わり方、社会との関わり方というものは、中学校だけではできない、保育所からですね、保育所、小学校、中学校と段階的にそういう環境を作ったりして身につけていくことがとても大事だと思っております。

一方、先生の側も随分昔と変わってきたなと思ってるんですが、少人数指導では、指導力が発揮できるんだけど、20人以上くらいな子どもになると「やあえらいわ」とか、そういう負担感みたいなものも、何となく感じております。で、これは先生個人に頑張れという激励だけではやっぱり駄目なんかなと思ったり、3つの中学校で先生方も少なくないというようなことで、1教科1名というような科目が随分増えておりますし、中には今中山中、名和中、掛け持ちの先生というのが今年から出てきました。両方の学校の先生という、そういう状況で、保育士、保育所の保育士、学校の教職員を資質向上というのを題目だけでなしに、しっかりそういう指導力というか、そういうもんを磨かないけんというので、教育研究所が中心になって今研修を重ねているところでもあります。一方財政状況も非常に苦しいという中で、教職員を確保せという要望に全て対応できませんし、ましてや施設などを整備していくというような状況もなかなか簡単にはいかないと、こういうマイナス要因があるんですけども、先ほど吉原議員さんのご質問にもあったんですが、やっぱり地域の中の人材というか、私たちの町にあるそういうたくさんの方の人材や、郷土に伝わる文化というものを媒体にしながら、そういうものを使いながら、なんとかこれを組み立てるというか、組み合わせて活力ある大山町の教育というようなものを作っていきたいと、こういうこ

とを考えておるところであります。

3番目の質問ですが、町内の小・中学校にいじめがあるのかという非常に難しいご質問ですが、いじめとは何かという定義が論をされておりますし、それなりの通知も受け取っております。これは、いじめが起きた時に、統計を取るためにあるわけですが、まあいろんな定義があるんで、受けている、いじめを受けている側から判断をして、身体的、心理的に攻撃を継続的に、しかも不特定の人から受けて、そして自分がいじめと感じたら、「いじめ」という扱いを基本的にしております。もう一度言いますと、継続的に不特定多数の人に攻撃を受けてですね、心理的であるとか肉体的、身体的に受けて、自分がこれはいじめだと子ども自身が判断したら、いじめという分類に取り合えずなります。

従って子どもたちがですね、学校生活の中でさまざまなレベルの人間関係が生まれておる訳ですから、その中に摩擦とかトラブルみたいなものは当然起きる訳です。周りから見ると、大したことはない、そういうささいなことに見えても、本人が「もう俺はいじめだ」とか、あるいは「学校にもう行きたくない」こういったようなのもあり得る訳で、その場合はいじめということになる訳なんですね。そういう意味から言うのです、町内にいじめがあるかと言うと、当然起こり得るという考え方をしております。しかし、いじめは今言ったような非常に軽いものから、深刻なそういうものまでありますので、そういう意味でいくと大山町には、今報道されているような非常に深刻な事態というのは報告受けておりませんし、私たちが学校を回ってみて、あるいは保護者からいろんなお話を聞く中であるという具合には判断しておりません。大切なのは、子どものそういう人権が侵害がされておるとか、あるいは一人で苦しんでいると、というような場合にいち早くこれを周りがキャッチしてですね、友だちであるとか、先生であるとか、あるいは保護者の力を借りながら、一つずつ解決をしていくことが大切だと思うんです。

そういう解決する経験を積み上げる中で、やっぱり仲間の輪が広がるし、またトラブルを解決していくというか、人間関係を大きく広げる、そういう力になっていくんだなという具合に考えて、現在いじめ問題に向かっているところでもあります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井 美保子君） ただ今詳しく答弁いただきました。国からの通知ということで、文部大臣からということでしたが、埼玉県をちょっと調査してみましたら、文部科学大臣からのお願いということで1通、宛は「未来ある君たちへ」ということと、それからもう一通のお願いは、お父さん、お母さん、ご家族の皆さん、学校や塾の先生、スポーツ指導者、地域の皆さんへという大臣から2通の通知が行っております。

それから埼玉県知事上田知事さん、それから埼玉県の教育委員会委員長の石川さんという方が、命のメッセージというメッセージを1通子どもたちに手渡しをされております。それから埼玉県のPTAの連合会長さんが、いじめを根絶し命の尊さを訴える緊急アピールというのを1通出しておられます。それから宮代町教育委員会の教育長桐川弘子さんという女性の方ですが、この教育長さんが、宮代町小中学生の皆さんへというメッセージを1通送っておられます。合計5通の埼玉県宮代町では、受け取っていたようでございます。このいじめ問題が毎日テレビをかけますと、ニュースになったり、ワイドショーで取り上げられたりして、全国的にもものすごい広がりがありまして、何人かの犠牲者も出て自殺者があったということでございます。今聞きますと大山町もそれぞれメッセージやら送っておられますし、教育長さんのしっかりした考え方でちゃんとしておられますので良かったんじゃないかならうかと思いました。

それから2番目ですが、合併して2年を経過ということで教育長さんのお考えを聞きました。本当にいろいろな側面から見ていただいてきちんと対応していただけるということを確信いたしましたので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから3番目のいじめ問題ですが、今のところ大山町ではないと、にとってもいいですね。そういう答弁でしたので、そういうふうに取りさせていただきますが、25年前に私は自分の娘がいじめにあったということで、担任の先生に送っていただいたんです、帰りを。で、その時にものすごく頭の中が私自身真っ白になりまして、何でうちの子がいじめられたのかというようなことから、これは子どもと話さないけんと思ひまして、夕食の準備もしないで、ずっと子どもと夜明けるまで話をして、絶対に学校に行かんということを言っておりましたので、それを夜中中、心をほぐすようにいろんな場面で職場に入ってもいじめはある。家の中でもいじめはある。どこに行ってもいじめはあるというようなことから、ずっと私子どもに接してきました。で、学校は休まずに行かせましたですが、担任の先生には、「寝ていませんから居眠りをするかも分かりませんので気をつけてやってください」ということを言って、学校はずっと休ませずに通学はさせましたが、私自身はものすごく心配がありましたから、仕事が手につきませんでした。そういうような経験をいたしまして、今現在、自立をして頑張っている訳ですけど、やはりそのいじめられた時に、親がどのような対応をするかということにかかってくると思ひます。今テレビを見ていますと、親はそっこのけで、教育委員会の責任だ、先生の責任だ、そりゃあもちろんある部分はそういう責任もあるかもしれません。私としては、いじめの経験にあった者からいたしますと、やはりそれは親だと。親に責任があると思ひました。て、いうのは結局、子育ての仕方が大きく絡んで、子育ての自分はいい具合に育てたつもりでおっても子どもが育っていなかったという結果になるんですが、そのところはやはり教育委員会、教育長さん、教育委員さんの方々もはっきりとこれからご指導される部分で親の責任もある

ということをきちっと言われたいといけないんじゃないかと。それが何かタブー視されているような感じがしてなりません。で、私はテレビを見ていても、じゃあ親はどうだったの、親は子育てから逃げていなかったということをいつも心に思いながら、テレビニュースやらワイドショーを見てきました。そういうことの観点から、やはり親はもっとしっかりすべきであって、何故こういうことが言えるかということ、私が経験したからなんです。やはり経験した方の思いというものも、いろいろこれから検討される中でそういう親がおられたら、やはり心の内を話してもらって、絶対にそのことを生かしていただきたい。今後あればということでございます。

そういうことからいたしまして、なかなか難しいこともありましようけれど、本当のことは親が責任を持って子どもを守らなければならない、それはいくら大臣であろうと、県知事さんであろうと、こういう紙切れ1枚の通知しか出せないんです。家庭に踏み込んでそういうことをしていただけるなんていうことは、絶対にありえません。ですから親が最終的には、親が守る、子どもを守る。ですから自殺された方のことを考えますと、親はどこまで本当に自分の子どもを守ろうとしたのかっていうことにかかってくると思います。

その当時は、私が経験したその当時は、携帯電話もありませんでしたし、子どもには何かあったら「お母さんが助けに行くから、絶対電話するように」ということで学校には行かせました。ですから仕事は全然しておりません。何日も何日も子どもが落ち着く日まで頑張りました。そういう経験をしましたので、やはり、本当に自分の子どもを守るためには、親がもっとしっかりせないけんということを教育長さん、自ら親御さんに、PTAの方に本当に伝えていただけたらなと思う次第です。

それと、子どもたちの学級の勉強のことを先ほど触れられましたが、サポートですね、1教科を1名の先生で中山・名和中の先生が掛け持ちをしておられる。本当に大変なことだと思います。アメリカでは、親がサポートに回るんですね。自分の子どもが居る所には行きませんが、違った教室で保護者がサポートをしている例がたくさんあります。やはり日本もそういういいところは取り入れていただいて、やはり先ほどにもありました団塊の方の退職があればそういう方もいいでしょうけれど、やはり親の方でもそういう知識をもっておられる方なら、そういうことも取り入れていただいて、みんなが協力し合ったとてもいい学校ということに、と思っておりますので、もう一度よろしく願いたします。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 岩井議員さんの再質問にお答えしたいと思います。貴重な体験を交えましてご質問いただいたわけですが、おっしゃるとおり、親の子育て感というのは、とても大事なことだと思っております。当然、私たち教育委員会としても小学校に入る前の保育所の保護者、この辺りにも子育ての大切さということを力説し

ておりました、本年度の事業としては、「子育てセミナー」っていうのをいくつか重ねましたし、それを総括するような形で、先般12月3日には、そういう実践している人を紹介しながらという意味合いを込めて、子育て実践の交流会をしたところであります。そういう機会を持ちながら、町民の方に、子育ての苦しさだけでなしに、楽しさや大切さというようなものをいろいろ紹介しながら、やっていけばいいなと思っておるところであります。先ほどありましたサポートということですが、実際は町長の答弁にもありましたんですが、結構いろいろなところでやっております。町としてまとまってということまではまだ成熟していませんが、保育所ごと、学校ごと、校区ごとでいろんな方が、保育所や学校に入っただいております。読書の読み聞かせボランティアであるとか、まだ実現していませんが、今いくつかの学校では、高齢者の方が曜日を定めて、高齢者といいますか団塊の世代の方が、学校に来ていただいて、子どもたちを例えば、学校の掃除などを一緒にしながら、掃除の仕方を身につけたり、お話を聞きながら、いろんなことができることができないかというようなことで、今、試行寸前になっておるところもあるんですが、そういったようなことを含めながら、親だけでなしに地域のいろんなマンパワーを借りて、サポートしていきたいという具合に考えておるところであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井 美保子君） 最後ですが、大山町の例規集を見て、第7編に大山町立小中学校管理規則というのがあります。第29条に中学校に生徒指導主事を置くということが歌ってあります。私は、やはり何かあった時に生徒を指導する小学校にもこの生徒指導主事を置くということを提案したいと思います。て、いいますのは、いろいろなことが低年化いたしまして、やはり学校においては、学校の先生が生徒指導をとということの責任を持ってされる、担任の先生はもちろんですが、担任の先生だけでは大人数で大変ですから、この生徒指導主事というのを小学校から置いてはどうかと思う訳でございます。いかがでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 岩井議員さんのご質問のお答えしたいと思います。中学校は生徒指導主事というのがあるが、生徒がだいたい道を外れたら元に返すというような、こういうかなり強い権限を持ったそういう仕事をしている訳であります。それに一体となって教育相談というようなのが、各学校には担当者として置いてありますので、子どもたちの生活の上でのいろんな問題については生徒指導と教育相談の担当というのがペアになってやっております。で、同じ発想を小学校にどうかということになりますと、小学校では、児童という言葉になろうかと思うんですが、そういう役職で充ててはおりませんが、それぞれの小学校でも中学校に類するような立場の人を今置いて活動しております。ただ児童指導主事っていうんでしょうか、そういったような

名称もございませんし、そういう担当者はいませんが、実態は、当然小学校の児童が問題行動を起こせば、対応できるシステムが全ての小学校に整っていますし、教育相談も位置づけておるところでありますので、その機能がですね、一層効果的に出るようにこれからまた指導していきたいと思っております。以上です。

○議長（鹿島 功君） ここで暫時休憩にいたします。

午後 2 時 5 分 休憩

午後 2 時 1 5 分 再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。岩井美保子君。

○議員（8 番 岩井 美保子君） 許可をいただきまして、2 番目の空き校舎の活用ということでございます。光徳小学校と庄内小学校の校舎並びに跡地の利用はどのようになっていますか。また広報だいせん 7 月号に旧光徳・旧庄内小学校校舎の有効活用のアイディア、ご意見を募集しますという記事が出ておりました。応募の状況はどうだったのでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 岩井議員さんの空き校舎の活用についての応募状況ということのご質問でしたが、校舎の有効活用についてアイディア募集をした結果は 6 名の方から提案がありました。

提案の内容は、公民館や図書館はどうかとか、あるいは歴史資料館、文化団体の活動拠点にしてはどうかと、あるいは教育委員会の事務局があそこに移ったらどうかとか文化財や町史編纂室、あるいは校庭もございまして、そういったところを活用する意味だと思んですが、巡回バスターミナルとか、あるいは体育館もありますから体力づくりの拠点にしてはと、こういったような提案でした。

合わせてお答えしますと空き校舎の利用については、その利用の内容によっては国の補助金を返還しなくてはならないとこういう場合も生じますので、それを避けるために教育関連の公共的な施設として活用していきたいと現在つめているところであり、正式には 1 月の定例の大山町の教育委員会で結論を出して、町長の方にこういう具合はどうでしょうかという提案をする予定にしておりますが、現在の話の中では教育研究所や町史編纂室、文化財の整理室など、文化財を扱うようなセンター的な施設を全部ではありませんが、一部を活用する方向で検討しております。全部の教室が埋まるという訳ではありませんので、そういった辺りについては、将来の展望として町づくりの拠点であるとか、社会教育施設あるいは保育所、あるいは地域コミュニティーセンターとこういったような提言もいただいておりますので、残った部分については、そういう対応な論議を踏まえながら有効活用を図っていきたくてこういう具合に考えておるところであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井 美保子君） 建物の耐震はどうだったでしょうか。光徳とも、庄内とも大丈夫だったでございましょうか。それを使うことによってやはり何かあったらいけないと思いますが、そういうところは大丈夫でしょうか。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 岩井議員さんの再質問にお答えします。耐震状況、耐震工事はどうかという意味合いですが、今ある学校、現に使っておるその他の学校についてもまだ耐震工事が全て終わっていません。理屈の上では、建築した時の耐震基準で建てておりますので、新たに耐震工事をしていきたいということですが、この校舎についてはそういう対象と考えておりません。しかし使えないというのでなしに、必要最小限手を入れながら対応していきたいという具合に考えているところです。以上です。

○議員（8番 岩井 美保子君） 終わります。

○議長（鹿島 功君） 次、6番 森田 増範君。

○議員（6番 森田 増範君） 6番森田でございます。2点質問をいたしたいと思えます。特に18年度重点事業でありますところの情報通信基盤整備事業、あるいは大山恵みの里プラン、いよいよ来年平成19年には、本格的に取り組むと、稼動するということになります。この2点について質問いたしたいと思えます。

まず一点、ケーブルテレビや地域情報チャンネルの利活用をということでございます。新町まちづくりプランの大型事業、総額28億円、現在入札減や補正で18億2千万円となっておりますのでございますけれど、この情報通信基盤整備事業の運用がいよいよ来年4月からスタートします。ケーブルテレビの申し込み希望加入率、区長さんの把握の状況でも全世帯の80%を超え、町民の期待度の高さがうかがえるところでございます。放送サービス、通信サービスというサービスメニューの中で特に自主放送チャンネルの利活用について質したいと存じます。

合併後、行政と町民の距離が遠くなったという声を多く聞く中、いよいよ始まる「大山恵みの里づくり計画」の取り組みなど、今後さらに住民参画、協働という行政手法を推進するにあたり、CATVケーブルテレビの利活用は重要であると思えます。

まずは、新町まちづくりとして各分野の取り組み、福祉・保健・医療・介護や教育・産業振興・イベント・生活環境情報等、今どんなことを行っているのか、町民参加の映像も提供しつつ、さらには公民協働への意識高揚・啓発・住民参加の町づくりへとつなげる。このような目的をもった取り組みが必要ではないかと考えます。一方、ビデオ撮影や編集には技術やコストが必要であり、その対策としてボランティア的な住民参加型やNPO法人の育成、住民や職員の技術研修など、IRU事業者との連携によるさまざまな取り組みを模索、検討すべきと考えます。

自主放送チャンネルの利活用は、単に I R U 事業者に任せるだけではなく、町づくりの各分野の状況、各イベント、これから始まります大山恵みの里づくり特集など、コスト意識を持ちながら、住民参画をも加えた創意工夫で積極的に展開されることを期待したいと存じます。町民もそれを待ち望んでいると思いますが、町長の考えを質したいと存じます。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは、森田議員さんのケーブルテレビ地域情報チャンネルの利活用をというご質問に対して答弁をさせていただきたいと思います。

昨日家に帰ってみましたら、チラシが入っておりました。区長さんからのメッセージも入っておりましたが、私下木料部落、おかげさまで 100% 加入だということでの情報の中で、ああそうかと喜んだところでもありますけれど、このようにこの事業については、おかげをもちまして、多くの方に接続希望、加入希望をいただいたところでもあります。ケーブル敷設工事の遅れと加入契約確認作業に少し手間取っておりましたり、引込工事の催促や問い合わせを受けているところではありますが、その状況を説明しながらご理解をいただいているところでもあります。

現在は、基盤整備に向けて全力を傾注しているところでありまして、ご指摘の取り組みや検討課題については、具体的な参画手順や働きかけの方法をお示しする状況にはないところでありますけれど、今議員さんがおっしゃられたことと全く同じ思いの中で今その取り組みの必要性を認識をしておるところでございます。

テレビという身近な情報手段を活用することは、最も効果的な方法であると考えますのでその運営につきましても、ご提案をいただきましたことを常に意識しながら具体的な取り組みを進めてまいりたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 森田 増範君。

○議員（6 番 森田 増範君） 今、お答えいただいたところですが、示す状況にないということございまして、当初から私もこの取り組みの中で、基盤整備をするという取り組みがかなり重点的に力が入っておったということでありまして、その利活用について本当に大丈夫なのかなという気持ちを持っておったところです。

いよいよ来年度に向けてということになりますし、先般の全員協議会の中での情報通信基盤整備の運用の関係の中でも特に地域情報チャンネルの活用という中で、特集という場面ですね、そういったところについては準備が整い次第、実施をしていくとニュアンスで斜線が引っ張ってあったという経過もあったものですから、この3月までにしっかりと検討され、いつ頃を目安にしてそういった地域情報チャンネルの活用が運用ができていくのか、特に特集というところについては、尋ねてみたいというところでもあります。この点についてどのような見込みを持っておられるのか。それとこれから具体的にどのような検討手順でやっていこうとしておられるのか尋ねたいと思

います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 森田議員さんの再質問に答弁させていただきますが、今その準備の状況については、後ほど担当課長の方から少し答弁をさせますが、先ほどご質問されましたように、取りあえずまずはテレビという媒体を使って、その地域の情報をしっかりと住民の皆さんに伝えていくということ、ここから入ってこの光ケーブルを活用していくということになろうというふうに思っております、いずれにしてもその地域の情報を的確に町民の皆さんに、それこそ興味を持って見ていただけるような、そういった番組作りと申しますか、情報の提供の方法を考えていかなければならないと思っております。まずは、事業者の方にそういった番組制作等も委託をしながら、町の情報を取材いただいて、そしてその情報を流していただくということにまずはなってくるわけでありまして、そして町独自に町のお知らせというものをまたその中に組み込んでいって、午前中答弁でも申し上げましたように、耳からでなくて目から情報を得られるようなそういった環境づくりもしていく訳でありますけれど、私自身もそれだけに任せてしまっただけではいけない、ということは強く思っております。なかなか業者の中では限界がある訳でありますから、そういった意味で先ほど来のボランティアの話にもつながるかもしれませんが、やはりそういったビデオを撮ったり、あるいは編集をしたり、そういった番組製作あたりにノウハウをお持ちの、あるいは趣味として取り組んでおられる方々の力も借りながら、町独自でも町内の住民の皆さんが中心になったそういった取材なり番組作り、こういったことも出来るようにしていかなければならないなというふうに思っております、そういったことを提供することによってきめ細かな情報提供にもつながっていくのではないかなというふうに思っておりますし、またそういった方々が生きがいを持っていただくことにもつながるのではないかなというふうに思っておりますので、そういったことの仕掛けづくり、仕組みづくりもこれからやっていかなきゃならないと思っております、その町内のそういった体制作りというのも当然必要になってくると思っておりますが、そのような考え方の中でおっしゃるとおりこの活用というのは、大変大きな使命というか目的があるというふうに思っております。そのことは同じ思いの中で取り組んでおることをご理解いただきたいと思っております、そこら辺の今の状況を簡単に担当課長の方から少し答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 企画情報課長。

○企画情報課長（後藤 透君） 取り組み状況につきまして、構想段階で申し上げるのもどうかと思いますけれども、予算的な面も伴いますので、今現在考えておる来年度の予定というものとしてお答えしたいというふうに思います。特集についてでございますけれども、これは年間6本くらいを予定して委託に出してみたいなというふうに

思っております。それと組織でございます。この組織につきましては、検討委員会の段階から議論はしておるわけですが、その具体的な組織化については、まだ至っていないということでございます。来年度要項を設置しながら、いわゆる放送基準を作成しながら、放送検討委員会的なものを考えておるところでございます。メンバーといたしましては、NPO法人の力も借りることができるんじゃないか、また放送局にお勤めであった方、こういう方の知識も必要になってくるんじゃないか、そういった個々のものが全て結合できるとは思いませんけれど、働きかけをしながら組織づくりに取り組んでまいりたい。それと同時にその組織を個々にはなろうかと思えます。現在、運営、来年度から運営するわけですが、その運営状況について、組織ができないならば個々での検討、個々に問いかけをするというような手法もできるんじゃないかという具合に思っております。立ち上げ当初からのきちんとしたものが出来ればいいとは思いますが、なかなかわれわれの情報も不足している部分がございます。詳しい方、ご紹介いただければやはりそういう方に問い合わせをしたい、われわれの持っている部分と付け合せしながら組織を作っていくという具合に思っております。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 暫時休憩いたします。

午後 2 時 3 3 分 休憩

午後 2 時 3 5 分 再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。企画情報課長。

○企画情報課長（後藤 透君） 失礼しました。特集なり、地域情報チャンネルの開始時期ということでございます。地域情報チャンネルは4月の運用から開始していくように準備はいたしております。これは特に文字での情報が主になろうかというふうに考えておるところです。また特集につきましては、それぞれの時期、年6回程度ということで検討しておりますので、それができ次第ということになろうかというふうに思います。また説明会におきましても、それぞれの説明会でいわゆる3地区分けた映像を流しております。そういうような形できめ細かな部分が可能と思っておりますので、時期についてははっきりとしたお答えできませんけれど、4月以降の契約になりますので、それまでに蓄えたものを含めながらですね、特集を組んでいきたいというふうに考えておるところです。以上です。

○議長（鹿島 功君） 森田 増範君。

○議員（6番 森田 増範君） 十分な質問をしなかったようでして不手際いたしました。お詫びいたしたいと思えます。先ほどの答えの中にもありましたように、特に特集ということの中で、これからということになりますので、よく考えるとわれわれのこの議会中継が大きな目玉のスタートなのかなという感じをしております、そう

いう意味で非常に町民の方からも興味をもたれる議会からのスタートなのかなという感じは持ちますが、特にこの特集ということの中での場面について申し述べたいと思いますが、先ほど町長がおっしゃいましたように私も同感の思いであります。先ほど来から各議員から出ておりますようにたくさんの町の中に人材がおられ、そういった活用をする中で町民参画をしながら、こういったNPOであったり、組織を作ったりという形の中でこの運用がなされれば非常に素晴らしいものができるだろうなという具合に思います。本来ですと、先ほど課長の方からございましたのは、予算要望の中でということで来年に向けての取り組みという具合に私今、把握しましたから、12月から3月に向けて本来であれば、この取り組みについても町民の皆さんにも訴え、こういった取り組みでやったらどうかという組織作り等についても場をつめていくようなことがあっても私は遅くないだろうなと思う訳ですけれど、今の状況ですと来年度からのそういった取り組みになるのかなという具合に思います。どうでしょう、この冬の間にならぬこと出来るかどうかという、達成できるかどうかということについては、これから十分協議されることですが、早々に協議検討されるべきではないかと思う訳ですけれど、特に組織作り、特集作りについての取り組みについても一度質したいと思います。

○議長（鹿島 功君） 答弁の前に傍聴者の皆さんに都合がよければ脱帽をお願いいたします。町長答弁をお願いいたします。

○町長（山口 隆之君） 森田議員さんの再質問でございますが、そこら辺その取り組みの考え方について再度担当課長の方から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 企画情報課長。

○企画情報課長（後藤 透君） 組織の検討を早急にということでございます。組織の検討について、われわれの今準備しているところについては、本当にこれから4月発足に向けての検討をしている段階でございます。それで出来るかどうかの明言はしないということでございますけれど、われわれといたしましては、きちんとしたものを作りあげていかなければならない、その準備はしてまいりたいということでのお答えにさせていただければ幸いですというふうに思います。

○議長（鹿島 功君） 森田 増範君。

○議員（6番 森田 増範君） 取り組みに期待いたしたいと思います。

次に、大山恵みの里づくりの具現化に向けてということで、前回質問いたしましたけれど、このたび2点について、その内容について絞って尋ねたいと思います。

大山恵みの里づくりプロジェクト推進会議より「大山恵みの里づくり計画」が策定、提出され、いよいよまちづくりプランが具現化する段階に入りました。この計画書策定に関わられました委員・関係者各位の方々に敬意を表したいと思うところでございます。

さて、大山恵みの里づくり実現に向けては、多分野・多項目に分かれており、施策内容別に事業推進スケジュールと推進主体が示されております。さらに平成19年度から21年度までの3年間、事業推進の流れが明記されておりました。具現化のための強い姿勢を感じておるところであります。それぞれが一つ一つ着実に取り組まれ、大きく実を結ぶことを期待いたしたいと思っております。

次の2点について、まず重要と考え町長に質したいと存じます。

一つ、住民主導のまちづくりが最終的なテーマとなっております。そのためには初期の段階から本物、質の高さ、これを追求する組織づくり、すでにある組織、あるいは新しく作らなければならない組織あると思っておりますが、そのための啓発プログラムを作って、事業展開をすること、そして行政と住民あるいは組織の一体感を作った協働への第一歩としてはどうかと考えます。

二つ目、多分野に事業推進施策が分かれております。これらを統括・連携し、プロデュースして事業の継続性、効果的具現化を推進する母体、または部署、そういったものと専門的な人材が必要ではないかと考えますがどうでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは森田議員さんの大山恵みの里づくり計画の具現化についてのご質問に答弁させていただきたいと思っております。ご指摘のとおり、この計画の最重要の課題は、計画の実現に必要な組織作りであるというふうに考えております。物産振興におきましては、町内産品の磨き上げや販売戦略などを支援する新たな組織の立ち上げが必要でありますし、観光振興につきましては、現在ある3つの観光協会の機能再編が検討されておるところです。この2つの領域の拠点となる組織が、車の両輪として駆動することで町民や民間事業者の活動を牽引するような働きができるものというふうに考えておるところであります。

とにかく、3年間という非常に限られた期間で、組織づくりと目標達成のための施策に取り組まなければなりません。従来の事務事業とは異質な面もありますし、早急な対応が必要であると考えておりますので、外部のシンクタンク等の支援も受けながら質の高い組織作りを目指したいと考え、本年度から準備を進める考えといたしておるところであります。

また、町民や民間事業者の皆さんにも、計画の概要版を全戸配布したり、フォーラムを開催したりするなど、この計画の趣旨を十分ご理解をいただき、目標を達成するために協働の役割を担っていただけるような意識高揚を図り、公民協働による取り組みを進めてまいりたいと考えておるところであります。

また多岐にわたる施策の推進を総合的にプロデュースする事業の継続性や有効性を高める推進母体も必要ではないかということをございます。この点につきましても、

ご指摘の組織体制が行政内部にも必要であるということは十分に認識をしておるところでありますので、その体制作りについても進めてまいりたいというふうに考えておるところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 森田 増範君。

○議員（6番 森田 増範君） 組織作りの重要性を痛切に感じておられるということがよく分かりました。シンクタンクの方へのですね、民間の方への提案もいただきながらという取り組みで早急に取組んでいくということであったわけですがけれども、この組織作りの手法についてですね町長はどのように考えておられるのかひとつ尋ねてみたいと思います。特に先ほど来からの取り組みの中で、啓発活動という取り組みの中で、フォーラムを開催をすとか、概要書のものを配るとかということからのスタートということがあるわけですが、そういったものがどのような形で組織作りに結び付けていかれるのかということについても、何かお考えがあればという具合に思うわけですがいかがでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 再質問に答弁をさせていただきます。組織の役割は先ほど来申し上げましたように、この行動計画を実現していくけん引役となる組織、それが新しく作ると想定をしている組織と今の観光協会を集約した組織、この両輪でということでもあります。で、あくまでもこの二つの組織がこのすべての計画を実現するということではないというふうに思っております。これはあくまでもその方向に向かって牽引をしていく組織だという考え方でおりまして、実際に行動移していくのはそれぞれの個人であったり事業者であったり町内にかかわる多くの方々がそういう自分の課題としてそういった行動を起こされていかなければ実現しないだろうというふうに思っております。そういった意味からこの目指すところの計画というものを、多くの人にご理解をいただくということでなければ、いくら組織を作って牽引していても後ろを向いたら誰もついてこなかったというそういったことではこの計画は達成できないだろうというふうに思っております。そういった意味で全戸に配布したり、あるいはフォーラムを開催する中でこの目指すところを多くの方に理解をいただいて、その中で自分の役割をしっかりとご理解いただきどんどん行動を起こしていただく、そしてそれを牽引していき修正をしながら一緒に取り組む核になるのがこれから作ろうとしている組織だろうというふうに思っております。全戸配布とかフォーラムというのはそういった意味で広くこの計画の行動を起こしていただける多くの方々に理解をいただく、そしてその目的目標を明らかにしていく、これが目標だろうというふうに思っております。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 森田 増範君。

○議員（6番 森田 増範君） 最後になりました。2本の柱という組織、二つあっ

た訳ですけども、先ほど町長の方から話があったところで私も理解はしております。必要なのはそのものが充実して動きますところの前提として、やっぱり住民のお一人お一人の取り組みを思いのあるそれぞれのたくさんに各分野に組みがある訳ですので、必要な組織が求められております。すでにある組織もある訳ですけども、こういった町民の方々のほんとに身近な組織作りというところから手をつけて啓発活動して行って現在ある組織であるならばそういった方々にさらに中身の濃い取り組みになるような形での啓発プログラムであったり、が必要だと思いますし、それからこれから展開していきますところの住民の方々にこういったところについて組織作りが必要だなというところがあるならば思いついて組織を作ってください、あるいはそういう啓発の取り組みが必要でないかなと思います。特に思いますのは、これからいろいろ啓発活動をされるとは思いますけれど、シンポジウムを開いたり、フォーラムを開いたりいろいろそういった取り組みがあるわけですけども、単なる啓発活動で終わってしまってますね、そのあとに個々の取り組みでお願いしますよという形で終わってしまいがちな場面がこれまでの状況の中で感じております。そのフォーラムとかシンポジウムこれから先いろいろ啓発活動があると思いますけれども、そういった方々にですね、組織作りをこれから進めていく第一歩がこの会のポイントなんだと、これを受けて講師先生とかそういった関係者と一緒になってさまざまな取り組みを組織を作ったりやっていきましょうやというような働きかけもこれからの組織作りのポイントとして私は大切なのではないかなあと思っております。

組織作りという場面についての最初の取り組みがですね、やはり重要と思っておりますので、さまざまに今たくさん女性の会もあったりするわけですけども、あるいは大山の方でも会があったりするわけですけども、既存の組織は組織なりにさらに中身の濃いものへの啓発活動も必要でしょうし、新しい組織作りのためにもそういった取り組みからスタートしてもらったらいいのではないかと思うわけです。この点について最後ですが、この取り組みについてお答えをいただきたいと思っております。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 再質問に答弁をさせていただきます。今回の計画策定に当たって多くの団体の方々に参画をいただきました。そういう意味からは一つのねらいは、今もさまざまな組織がある中で、それぞれ地域活動であったり経済活動であったり、いろんな取り組みをしておられる団体がたくさんあるわけでありまして。そういった意味でそれがばらばらな方向を向きながら、ま、そんなことはない。ま、一緒な方向だったかも知れませんが、いずれにしてもその目的目標を共有化をせずにそれぞれ経済活動なり地域活動を行なっておられた。それを一つの方向に同じ目的を共有化して取り組んでいこうじゃないかとそういうことを目指した行動計画ではないかというふうに思っております。従ってまずはそういったことに参画いただいた団体の方々はや

はり計画の目的なり目標というものはしっかりご理解をいただいているというふうに思っておりますので、そういう意味ではもうさっそくにそれぞれがある意味で行動を起こされても目指すところは一つなんだという思いの中で取り組むことができるのではないかなというふうに思っております。

そういった中で目標としてさらにそれをもっと強化していくという意味での目標設定をしている部分もあります。その中には確におっしゃるように少し組織化をしていかなくちやならないもんもありますし、あるいは個人で活動いただければいいものも出てくる訳であります。そういったところでその必要によってそういった組織の醸成と言いますか啓発と言いますか、そういったこともおっしゃるように当然必要だろうというふうに思っておりますが、私はそういう意味ではゼロからスタートするのではない、もうある程度私は現在活動しておられる組織の皆さん、特にこの計画に参画いただいた経済団体の皆さんや地域団体の皆さんについてはもうすでにその目標に向かって行動がすぐに起こせるところまで来ているのではないかなと、この一年間かけたところで思っております、さらにそれを補完する中でもっと多くの方々にその理解をいただいて、さらに組織の強化やあるいは新しい組織作り、あるいは新しい方向付けをしていただくためにフォーラムを開いたり意識啓発をしていくことが必要だろうと思っております。そういった行動もこの計画にそった行動をその中でご理解して動いていただくことによって、一緒に到達点に行くことができるような取り組みができるのではないかなというふうに思っております、おっしゃるようにそういった組織作りも目標として掲げている部分もいくつかありますので、そういった取り組みも当然これは必要だというふうに思っております、今回組織する二つの観光協会ともう一つの新しく作ろうという組織、これはやはり経済活動を取り組んでいく団体であります。

従って行政側としての役割としてそういった補完するような目標達成する中での経済活動につながらない部分とか、あるいは新たに起こす部分というのは、やはり行政がある程度その役割を持ちながら推進していく、そういった体制作りもしていかなければならないんじゃないかなということも合わせて考えておるところであります。以上であります。

[「はい、期待しております」と呼ぶものあり]

○議長（鹿島 功君） 次、7番 川島 正寿君。

○議員（7番 川島 正寿君） 7番、川島でございます。通告に従いまして5点町長に質問いたします。しかし、同僚議員が同じような考え方が3点ほどありましてそれについて自分なりの質問はさしていただきたいというふうに思います。

まず第1に一番目、町道等に町が買収した土地の登記の徹底をということで、未登

記はないかということで2点お尋ねいたします。と言いますのが、公有財産調査特別委員会の折に、過去において町が買収した土地が微々たる面積ではございましたが登記漏れがございました。そしてそれが判明した折ですが、すぐに解決方法に向けて進まれて解決したというふうになりましたのですが、その他にもこの町道等で買収した土地の未登記がありはしないか。過去において名和小学校、診療所に入る道路の辺の町道というところに「町に出してやったけどまだ登記しちょらだったわ」てっていうやな声も聞きました。そういった観点からこの2点で質問したいと思いますが、未登記によって税の過徴収にはなっていないか。そして行政、町への不信、不満がそういったことがあれば、したがって行政に対し不平、不満が出てくると。官民一体の行政にある程度の支障が取りやしないかということで2点、この点町長にお尋ねいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは川島議員さんの町道等に町が買収した土地の未登記が存在するのではないかという観点からのご質問でございます。町道整備するときの用地買収、分筆、所有権移転登記のこれにつきましては現在の考え方を先ず説明させていただきたいというふうに思います。

町が用地買収を行う場合、売買契約に登記を義務づけておりますから、近年は未登記買収は発生していないと考えております。要は登記できない土地は買わないという考え方で整理をしております。これは今後も徹底して買収地の登記は行いたいというふうに考えているところであります。

しかしながら、不動産登記法の改正によりまして、測量制度の高まりや、また相続書類の作成、抵当権の抹消など現実の登記事務は大変難しくなっているのも事実であります。未登記はじゃあないのかということのご質問でございますが、過去の用地取得や、寄付行為、或いは未登記物件を含んだ道路の県、国からの管理移管、あるいは町道認定により現時点では町道敷地内に未登記の土地が存在しているということは認識をいたしております。これを洗い出し登記するということは大変難しいことだというふうに思っておりますが、解決に向け今後も努力したいというふうに考えておるところであります。

また税の過徴収になっていないかということでもあります。公衆用道路敷地になっているものにつきましては、非課税地の取り扱いになっておりますし、現在把握しております未分筆、分筆のされていない土地の場合につきましては、課税分割を行いまして道路敷地部分は非課税地というふうな扱いをしておるところであります。

なお、固定資産税の課税につきましては、地方税法の定めに従いまして、毎年4月1日から第1期の法定納期限の翌日まで固定資産課税台帳の縦覧を行うとともに、納税通知書送付の際には、課税明細書を添付し確認いただいております。

なお、把握していない箇所につきましても、本人からの申し出があれば、現地を確

認した上で、非課税地としておりまして、過徴収にはなっていないものと認識をしておるところであります。

いずれにいたしましても、用地買収等の担当課と固定資産税の課税担当課との連携を密にしながら町民の皆さんの信頼を失わないような対応をしてまいりたいというふうに考えておるところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 川島正寿君。

○議員（7番 川島 正寿君） ただ今町長の説明で分かりましたが、やはりそういった事柄が町民によく分かるように周知をしていただきたいなというふうに思います。本人の申し出がなかったら分かりづらい面があるのではないかなというふうに思いますし、本人も何番地がどこだったかいなというのもあんまり代が替わってれば分からん面もありますのでそういった事柄の町民への周知というものは難しいものでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 再質問に答弁させていただきますが、明らかに未登記であってそれを課税をしているということがこっちが分かれば、それは課税をしないように手続きをする訳でありますから、したがって未登記のところは課税をされているかどうかというところはなかなか分かってる分についてはきちんと対応しておる訳でありますから、それをうちが知らせるあげるといことはなかなかそういう意味では難しいのかなというふうに思います。と言いますのが、昔は、以前は道路事業、いろんな整備をする中で例えば開拓道路整備なんかは、用地買収ではなくて土地は寄付で道路をつけるというふうな事業もありました。事業が先行してしまう中で、なかなか登記が後になってしまう。そのまま何らかの形で登記をし忘れた部分、あるいは相続の問題があったりとか、いろんな手続の問題で相続ができないままになってきている物件もある。そのうち代が替わってしまっていて分からない。たまたま台帳を取ってみたら「ありゃ、これは道路に取られとるがな」みたいな話が、そういうところに申し出ていただければ現況確認してそうですねと、じゃあ明らかにこれは道路敷地になっておりますから非課税にしましょうということの対応が出来るわけではありますが、そのことをですからこちらとして分かるものはきちっと整理をしながら通知をさせていただいておりますが、そういう意味でお気づきになった時点で対応をいただければそれはすぐの対応をしておるところですし、こちらも極力そういうことがないように事業担当者と税務課の担当者との方の連携を取りながら、登記はできないけれどもこれは非課税にしてくださいよというのを、例えば以前から私も担当した時期もありましたけれども道路を、以前からこの部分については登記ができてないけれどもこれだけは買収してありますからと、面積はこのうちの何ヘーベーは道路用地をもらっていますからということ税務担当の方に伝えながら連携を取りながら、それ非課税にしてきていると

いう扱いはしてきておったところでございますので、それがどういうふうな形でどういった部分を本人にお知らせするかというのが難しいのですが、言いましたように町で把握しているものについては、まず担当課の方はそういう対応をしておるといふふうに思っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（鹿島 功君） 川島正寿君。

○議員（7番 川島 正寿君） 分かりました。確かに分からない部分があるかとは思いますが、そういった面につきましても部署内で相互に連絡を取ってこのようなことが、そういった方面に善処していただきたいというふうに思います。

次に、2番目の町民の声「聞く耳ボックス」の成果ということでお尋ねいたします。合併して約2年、多くの意見等がこの聞く耳ボックスに寄せられていると思っております、われわれ議員は町民の代表で代弁者の一人としてやっておりますが、われわれに言えないとか、その機会のない人が町長に直接聞く耳ボックスに投函されるというものもあるんじゃないかと思っておりますが、こういったものはどういったものか公表はできないものかお尋ねいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは「聞く耳ボックス」の成果、あるいはその公表についてというご質問に答弁させていただきます。

聞く耳ボックス、これ町内各所に設置いたしておりますが、これに寄せられた町民の声の公表についてでありますけれども、この提言につきましても、いただいた提言のすべてに匿名以外返事をお返しするようにしております。その提言の内容につきましても、多くの方に知っていただきたいという項目も確かにあるわけです。そういったものも少なくはありません。

しかし、この制度というのは、基本的に公表を前提にして聴取しているというものではありませんので、ま、今、とは言え先ほど申し上げましたように、公表して逆にこういった意見がある。こういった問題があるということに、こういう対応をいたしておりますといううえで、住民の理解を深めていくということにも役に立つというふうに思っております、そういったものを整理をしながら公表する。そういったことが出来ないかということでの今準備作業等は、今、指示はしております。

ただ提言者が特定されないように、あるいはまた、これをすべて公表することによって提言が減少していくというふうにならないような配慮もしなければならないというふうに思っております。町政に係る政策的な提言やあるいは誤って理解をされている、そういったものについてこれを一定の基準を作りながら、公表することによってそれで多くの人に正しい理解をしていただく、そういったことにつながる効果もあるというふうに思っておりますのでそういったこともこれから検討してまいりたいというふうに思う次第であります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 川島正寿君。

○議員（7番 川島 正寿君） 了解しました。続きまして3番目の障害者自立支援法の対策、説明はなされたかということで質問いたします。

同僚議員が前段にも説明されましたですが、私は地方分権により財政が非常に厳しくなってくるということで、それを踏まえて今後どのように検討取り組み対策はされとるのかということでお聞きします。

政府は財政健全化ということで2011年までに14兆3,000億円の歳出の減額方針が決定されました。その中で、障害者の自立変更等の社会保障費は2,200億円の削減が示されました。財政が苦しくなっていく上で、この我が町における障害者の支援法の検討取り組み、そしてその障害者に説明はどのようにされましたか。お尋ねいたします。

それとこの支援法の対策は、準備期間が4月より施行されて10月1日より全面施行となって半年間ですが、準備期間の不足等によって障害程度の認定区分が遅れている自治体も多いと聞いております。我が町ではどのようになったのか。そして利用者の負担の見直しは、重度障害者であればあるほど重い負担となり、サービスをあきらめ、働く意欲を減退させるという状況をもたらしているとも言えます。そして自立支援法の附則に明記された所得確保に関して早急な対策は行なわれたか。それから障害程度区分で画一的にサービスの利用制限を行なうのではなく障害者一人一人のニーズに基づくサービス支給の決定等の取り組みはされておるのかお尋ねいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは川島議員さんの障害者自立支援法、この説明をどのようにしてきたかということの答弁をさせていただきたいというふうに思います。ご承知のように10月1日より全面施行となりました障害者自立支援法、この対策は、多くの障害者の皆さん、環境が変わるといふ大きな変革でございました。

その対策につきましては、市や町村この裁量となる事業として聴覚障害者へのコミュニケーション支援や、障害者への相談支援、外出支援等々の事業、こういったものにつきまして、その事業形態や利用者負担こういったものについて、西部の9市町村これが共通の基準をもって実施するという方向をお互い確認をする中でこれを関係の皆さんに説明をしてきておるところであります。その説明の方法につきましては「広報だいせん」を通じて周知を図ったり、あるいは障害者団体への皆さんへの説明会や勉強会、さらにはサービス利用者の皆さんに直接案内を持って説明をしたりというふうな形の中でこの周知を図ってきているところでもあります。先ほどご指摘のように非常に期間が短い中で方向も十分に市町村に知らされないままの制度改正の中で、現場としては大変戸惑いながら大変苦勞してこの10月1日を迎えたというのもどこの自治体も同じような状況ではないかなというふうに思っておるところであります。そう

いった意味ではまだまだ十分な周知、説明が行き届いてない部分もあるのではないかなというふうに思っておりますし、その中でさまざまな課題も生じてきているんだろうと思うところであります。そのような対応につきましては午前中に西尾議員さんのご質問の中でも答弁をさせていただいておりますように、そういった課題とか現状そういうものについて今調査もしておるところでありまして、改めてそのような現状等を把握する中で町としてもまた西部地域あるいは鳥取県としてもそういった情報等を確認をしながら対応についての対策を考えてまいりたいというふうに思うところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） ちょっと注意いたします。重複したこともあります、的確な答弁を得るためには通告書に記載していただきますようによろしくお願ひしたいと思います。次、川島正寿君。

○議員（7番 川島 正寿君） 関連と言いますか、追加でお願い、お願いと言ったらいけんですけど、この最後に言いました町長が答弁しました西部の広域でいろいろと対応しているということでございますが、その中でやはり障害区分でなく、そのサービスが受けられる一人一人の状況を把握してやっていただきたいというふうに思います。

次に移りたいと思います。4番目、中山温泉館を健康作りの里にということで、諸遊議員と同じような考え方でございますが、今年と昨年とでは中山温泉の入館者の数が減っております。この集客力を増すために健康管理増進する上で、歩く浴槽の設置、これは以前にも申しましたが、卵大の石を敷き詰めたり、平板の石を敷き詰めて手すりをつけてその足腰の痛み程度に合わせた歩くところを作る円形の風呂の設置をしたらどうかと。そうすれば集客力も増えるということです。そして、今、いろいろ中山温泉館に入っている人に聞くと、洗い場の蛇口の数が少なくて一遍に入れんと。もうちょっと増えたらいいなという要望もあります。これについて蛇口の増設をということでしております。町長のお考えをお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは「中山温泉を健康作りの里に」というご質問について答弁をさせていただきたいというふうに思います。

まず、最初に「集客力を増すために歩く浴槽の設置を」ということであります。これは午前中、諸遊議員さんにもお答えしておりますが、今、温泉プール、温水プール、温泉を利用した温水プールの中で水中ウォーキングができるような施設をということですが、これはやはり申し上げましたように福祉の推進、あるいは介護予防の観点から検討しているところでありまして、これを温泉への入浴客の増にという所をねらうとすれば相当大きなプールとかいったものを造っていかなければならないんだろうなというふうに思っております。そういう観点からの検討

は少し困難かなというふうに思いますけども、いずれにしても温泉を活用して町民の健康増進という観点からの検討は進めていきたいというふうに思っておるところであります。

次に、「洗い場の蛇口の増設」ということであります。これも、旧中山町時代に洗い場が少ないということで検討がなされたというふうに聞いておるところであります。

新町になりまして、議員の皆さんや町民の方からもいろいろなご意見をいただいておりますけれども、洗い場の増設・増築ということになりますと営業を休む期間も必要になってまいりますし、またその経費として相当な事業費がかかるという課題もあるところでもあります。

したがって現在、来年4月に向けた指定管理者制度の導入これに取り組んでおるところでありまして、指定管理の公募を今やっておるところでありますけれども、その指定管理者が決定した後に、そういった事業計画等をお互いに検討しながら具体的な協議を進めていきたいなというふうに考えておるところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 川島正寿君。

○議員（7番 川島 正寿君） 町長それではこの洗い場の件は、その折に決定された指定管理者にこういった声があったがということは伝えて申し述べてもらえるでしょうか。洗い場の増設という声があるがということは言ってもらえますか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 再質問に答弁をさせていただきますが、洗い場を増設をするということになって指定管理者が自分の資金ですということであれば問題ないわけでありまして、そうでない場合は行政が当然設備は町の施設でありますからするわけでありまして。したがって、まず現状のその設備の中で指定管理者がこういう経営を運営をしていくという計画を出されるわけでありまして、そういった運用の状況の中でさらに設備を整備していく必要があるというふうな提言なり判断をいただければその時点で協議をしていかなければならないというふうに思っておるところであります。そういった意味でこっちから指定管理者に受けたところに洗い場が少ないという声がああけん作んないよとかいうことではないというふうに思っておりますので、管理をされる側と今は今の現状の中でこれで指定管理いくらでどうですかという話をしているわけでありまして、それが決まったときに指定管理者と今後の利用に向けての協議の中でそういった課題が出てくれば、その時に改めて協議をし検討していくということになるのではないかとこのように思っておるところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 川島正寿君。

○議員（7番 川島 正寿君） それでは町としては、蛇口の増設は考えていないということよろしいですか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） ですから、今の現状でどういう管理ができますか、どのくらいな経費でできますか、ということでの指定管理の募集をかけている訳でありますから、これから運営する中で蛇口を増やしてでも経営をしていこうやと、いきたいとか、増やしたがいいとか、経費もかかるわけでありまして、ランニングコストもかかるわけでありまして、あるいはその工事によってある程度休止する期間も出てくるかも知れませんが、だからそういった要望に答えてどうしていこうかと、要望があればそれどうしていこうかということは指定管理者の方と町とで協議をしながら必要があれば金の問題もありますけどもやっといこうということでありまして、今、この時点で増設をしますとか、開設までに何個やりますということにはちょっとそれは今、明言することは逆に今、応募しておられる方への計画立てる上での判断が非常に逆に混乱させてしまうものではないかというふうに思っておるところであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） ここで質問がまだ一つ残っておりますが相当経過しましたので暫時休憩したいと思います。

午後 3 時 2 3 分 休憩

午後 3 時 3 4 分 再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。川島正寿君。

○議員（7番 川島 正寿君） 5番目に基幹産業、農業への取り組みについてということで3点ほど質問いたします。今、農業は高齢化して後継者もいなく、また農産物が価格が低迷して非常に苦しんでいる産業でございます。だが、しかし、農地の多面的な機能は全国で見れば、3兆円。県で見れば600億円、町で見ればその10分の1くらいは面積にあるんじゃないかなと見れば60億円くらいの多面的機能があるというふうに言われております。そして10年後のこの農業を考えてみた場合に、本当に成り立っていくんだろうか。そしてこのふるさとの自然環境等は守っていける状況にあるんだろうかということも考えます。そして農産物の価格の問題についてはこのごろオーストラリアとの自由貿易で関税が廃止になれば、米は47%の関税がかかっておりますからまだまだ安くなる。そういった観点から考えていきますと1番目に畜産、耕種、野菜、園芸等の循環型の土作りの形成をということでやっぱり、農業を営むには、やはり農地が一番、そしてそれには土作りが一番じゃないかと思っております。以前にも申し上げましたが、生ゴミ等畜産の堆肥等そういったものを組み合わせて循環型の土作りを町主導型で考えていったらどうか。10年先を目指して今から考えていく必要があるではないかということをお尋ねします。一つずついきますか。3つ言ってよろしいですか。

2番目に荒廃農地の減少策としてチップロータリーの貸与をということで、最近ほ場の畦畔の草刈もされていない、また荒廃地等がありますが、チップロータリーを各旧町、3町に1台ずつ管理は農協さんでもよろしいですが、町が買い与えてそして荒廃農地を減少させていく。そして貸し借りができてもすぐチップロータリーをかけたらずぐ畑になるというものでございますので、これを買ってチップロータリーを貸与するということはどうだろうと提案します。

そしてまた3点目、19年度から米施策は集落営農か、4町歩以上の営農をしていないといろんな優遇制度に乗れないと、この制度に乗れない農家への町独自の支援策は出来ないものか。この3点お尋ねいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは川島議員さんの基幹産業である農業への取り組みについてのご質問に答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、畜産、耕種、野菜、園芸等の循環型土作りの形成をということでございます。地域において耕畜連携が行われることは堆肥を地域内で有効活用し、農業の基本となる土作りを始め、生産される農産物の品質向上や消費者が求める安全な食糧生産を目指して、付加価値の高い農産物作りが行われ、ひいては大山ブランドへつながるものではないかというふうに思っております。これからの環境・農業を考える時、循環システムの構築は重要なことであるというふうに思っております。平成11年7月に施行されました「食料・農業・農村基本法」において「国は農業の自然循環機能の維持増進を図るため、農業及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効活用による地力増進その他必要な施策を講ずるものとする」とし「家畜排せつ物法」「肥料改正取締法」「持続農業法」の環境三法を施行いたしました。

これにより家畜排せつ物の資源としての活用や資源循環型農業が推進されるようになりました。既に本町でも畜産農家は堆肥舎を設置し、その堆肥を自己の所有する農地への還元等で利活用を行っておられるところであります。

今後、野菜から果樹や花きに至るまで、さまざまな方面で利用してもらえるよう拡大を図る場合、耕種農家や畜産農家の協力、良質で利用しやすい堆肥づくり、販路の開拓などの課題がありまして、さまざまな分野の連携が必要となってくるというふうに思っております。

続いて荒廃農地の減少策としてチップロータリーの貸与をというご質問でございます。議員がご質問のチップロータリーですが、いわゆるフレームモアと言われる休耕田や果樹園などの下草刈りや荒地の雑草刈りを行う草刈り機のことではないかと思っております。この機械は表面の雑草などを高速回転で細かく切断をし、その後をトラクターで耕運することにより新しい農地として利用可能とするものであり、町内でも個人ないし集落で購入・利用されています。

この機械を荒廃地の減少策として貸与をということではありますが、減少策の一手段ではあろうというふうに思いますが、全ての荒廃地に対して万能ではなく、現段階では町が購入して、貸与するということは考えておりませんが希望があれば意欲のある農業者等を支援する「チャレンジプラン」を活用するなど対応をお願いしていきたいと思うところであります。

続いて諸制度に乗れない農家への町独自の支援策はというご質問であります。

農業振興を図るため、さまざまな制度によりその振興を図っているところではありますが、残念ながらその条件に合致せず制度に乗れない場合もあります。農業政策が大きく変わろうとしているこの時期であり、基幹産業である農業の振興を図っていくためにも諸制度を活用していきたいというふうに思いますが、町独自となりますとそれなりの財政の確保も視野に入れながら取り組んでいかなければなりません。町としても独自の支援策を講じる場合は、その支援対象の適否の判断をしてまいりたいというふうに考えておるところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 川島正寿君。

○議員（7番 川島 正寿君） この基幹産業で農業でしっかり儲けていただいて、そしてその上の税収で町政がやっけていける。自主財源の確保の向上という意味でも将来この基幹産業農業への取り組みは重大ではなかろうかというふうに思います。まして自然環境を守る、これには農家の非常な努力が必要です。この前の議会にも言いましたが、町道に面したところの草は刈らない若者が増えています。そういった面からでもやはり農業への取り組みについて行政は育成する義務があると思いますし、この支援策の方もできる限り考えていく必要があると思いますので再度町長にお尋ねします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 川島議員さんの再質問に答弁をさせていただきたいと思っております。おっしゃるとおり本町農業は大きな産業であるということは間違いのないというふうに思っておるところであります。しかしながら、この基幹産業である農業、これが現実的には産業としてどんどん収益が上がって税収を伸ばしていくという、自立をした産業としては、なかなかないのも現実だというふうに思っております。やはり、これは大きな国の中で、国の農業施策ということの位置付け、あるいは考え方というのが大きくこれから左右されてくるのではないかなというふうに思っております。非常に財政的にも国、自治体とも厳しい状況でありまして、こういった基幹産業であるとはいえ農業にすべての面において手厚くその支援、特に財政的な支援ということをしていくということは非常に難しい関係にあるのではないかと考えております。

従ってひとつの農業の施策の方針のもとに、やはり大きな視点の中でその制度を活

用していき、国の農業施策の方針等を踏まえながらその制度を活用していき、その地域の農業を振興していくということがやはりまずは大事なことではないかなというふうに思っております。従ってさまざまな農業施策が変わってきている訳でありますが、ばら撒きの政策から集中的な支援に変わろうとしております。そういう意味では少しでも農業というものが産業として自立出来るように経営的に安定的な経営が出来るようにしていくための一つの方策、これがある程度の規模設定をした担い手農家に集約したり、それから農業をやっていく上でも効率化を図るための集落営農という形の中、あるいは地域の中でのコミュニケーション、農村を守っていくための農地水環境向上対策事業とかさまざまな事業が出てきているのは中山間地もそうであり、そういったことではないかなというふうに思っております。従って基本的にはやはり国の制度にきちっと対応出来るような体制を作っていくように指導していく、あるいは誘導していくというのが行政の役割でもありますし、また農業団体も大きな役割があるのではないかなというふうに思っております。そういった中で、それに漏れたものをすべて手厚くまた制度として作るとなれば、目指すところにみんなが行かないで、そのまま今でどおりということになる訳でありまして、ほんとにそれで農業所得をあげて自立している農業になっていくのかということ、それがなかなか難しいからある程度方向性を示して集中的な支援をしていこうという農政に変わりつつあるのではないかなというふうに思っております。

その中でじゃあ、町は何もしないのかということでもありますけれども、いやそうではなくて先ほど来出ておりますように、財政的な支援も当然ではありますけれども、大山恵みの里作り計画の中でもこの素晴らしい大山という山ろくで取れる農産物をもっと付加価値を付けて売っていこう、そういった取り組みをしていくこと、これも農業の支援につながっていくそういった取り組みだというふうに思っているところでありますし、いずれにしても財政的に支援をしていく場合にもそういった目的というものをきちっと整理をしながら対応していくべきだというふうに思っておりますし、また直接的な農業支援ではなくて、先ほど申し上げましたようないろんな角度から産業の連携を図る中で、農産物の付加価値なりあるいは農業、農村地域の活性化に向けた支援をしていくということを考えていきたいというふうに思うところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 川島正寿君。

○議員（7番 川島 正寿君） 諸制度に乗れない農家へのことは分かりました。先ほど町長がその制度が一番よく分かるのが町の農業、それを皆さんに勧めてやってい

くのが町の役割だというふうに、このことをといたしますか基幹産業であります農業の上では非常に大切だと思いますので、力を入れてやって指導なり、その施策のいち早く分かるのは行政でありますので、農協よりも行政の方が早いのです、そのことに力を入れてやっていきいただきたい。もう一回町長の答弁を。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 再質問に答弁をさせていただきますが、一番早く分かるのが行政だといわれますけども、正直申し上げまして今の農政、行政、末端の市町村の職員でもなかなか理解ができないくらい目まぐるしく変わりながら、制度も難しくなっております。私どもとしても農政局、農林省に対して直接今回の農地水環境保全対策事業、こういったことか中山間の制度、こういったものも実際に運営していく農家農村こういった方々が中心になって事業ができるように分かりやすい制度にしてくれということは何回も強く申し上げているところであります。

しかしながら確かに国の施策、国、県、町というふうに施策が流れてくる訳でありますから、おっしゃるように行政としてもその農政の制度というものをしっかりと農家の皆さんに伝えていくというのは当然もちろん大切な役割はあるというふうに思っております。

しかしながらもうひとつ米対策、来年度から農業団体にその責任が移ります。要は農協が主体になって米対策については行うということで、もうすでに決定をしているところであります。そういった意味からも決して行政だけではなく、やはり農業団体の皆さんも直接的にある意味では農家の声をしっかり受け止めて直接農協という組織の中であるいは農業団体という組織の中で国に声をあげることもできる。あるいは情報を得ることもできるという、そういった組織でもあるわけでありますからそういった意味では行政頼りにならないで、やはり行政もその役割を果たしますが農業団体の皆さんもその意識を持ってその役割を自覚いただき担っていただくということにもお願いをしてまいらねばならないというふうに思っております。以上であります。

〔「了解、終わります。」と呼ぶものあり。〕

○議長（鹿島 功君） 次、9番 秋田美喜雄君。

○議員（9番 秋田美喜雄君） まず最初にお断りを申し上げておきます。私、通告書に上中山、名和保育所ということで通告をしておりますけど、教育懇談会は全保育所で実施されるということでございますので、私の調査不足で申し訳ございませんでした。

で、教育懇談会、目的意図ということで通告をしておりますが、昨日の政務報告で答弁もらったやな気もしておりますけど、教育長の持論、いろいろあろうかと思いま

すが、生の声で熱弁をお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 秋田議員さんの保育所の教育懇談会は保護者に不快感や不安を与えたようなところもあるのだが、目的とは何かという、こういうご質問であるわけですが、ご承知のように、本年度より町内の10園の保育所を幼児教育課で所轄をして保育や幼児教育の充実を図っているところではありますが、そういう中で保護者の方々と子育ての在り方について幅広く意見交換を行うことがぜひとも必要だという考えを持っておりまして、そういう中で保育所単位で教育懇談会を順次開催しておるところです。ただ今ありましたように現在、中山、名和地区の7つの保育所はもう終わりました、残すは大山地区の3保育所だけとなりました。

で、教育委員会として保育所の運営について課題は4点ほどあるのかなということを考えておるところです。1つはやっぱり施設の老朽化、一番古いのはもう今年で29年というところもあるんですが、若干老朽化しているということに併せて保育室が不足しておると。建設した当時は年長、年中、年少、未満児というので4つの部屋があればよかって、全部の保育所に4つの保育室があるわけですが、その後、対象を拡大して2歳児、1歳児、ゼロ歳児というようなことで、ゼロ歳児は10園のうち3園ですけれども、4つの部屋では発達段階といいますか、年齢に応じたまとまりのある活動というのがなかなか難しいと。4つにどういう具合に、5つないし6つの年齢層を入れるのかというような、こういう問題が第一番目にあります。

それから、2つ目は職員の定数が減っているという現状であります。現在保育所の保育士は、正職員は4割を切りました。保育士だけでいくと10園に保育士は21名うち2名が育休なんです、嘱託職員が20名。後は臨時とパートで44名というようなことで、正職員がだんだん少なくなっている中でほんとで各園とも充実した保育ができるのかなというのが二つ目です。

3つ目は入所する園児の数に多いところと少ないところと大きな差が出てきているという問題。

4つ目が保育に合わせて本年から教育的な内容を入れていこうというようなことでありますので、そういう内容の問題という4つあるんですが、今言った4つのうち急務といいますか、目の前にぶら下がった課題というのは保育室の不足と入所児の格差があるということだと思っております。

特に来年度、年長組の数でいきますと一番少ないところは年長組が3人、次が5人というようなところがある一方で、一番多いところは27名、どちらも年長組1クラスですから保育士は1名、3名でも1名つけますし、27名でも1名つけるとこういうようなところがありますし、また、それぞれの保育所には定員というものがあるわけですが、定員の半分に満たない、こういうところもあります。一方ですね、定員

を超えたところもあると。こういったような背景で、十分な保育というのはどういう具合にしたらいいかというので、今お話したようなこと、かいつまみながら保育所の現状と課題ということで保護者に説明をして、で、例えば年長組を束ねる。ここには非常にいくつかの課題が当然生まれるわけですが、「どうでしょうか」とこういったようなことで投げかけました。教育懇談でいきなり「なんぞありますかいな」なんてのではいけないので、やっぱり、年長組を来年からは小学校だという辺に3名と27名、例えばですね、そういうのが一つのクラス、学年を組む訳ですからこういった辺でどうだかいなというような辺で切り出したあたりにですね、結構な反応というか、本音が出てきたというという辺でそういうあたりで「えっ」というなんで不快感というか、というようなことはあったのかなあという具合に思っております。それはそれとして意見ですから、そのほか保育内容とか施設の問題、通園方法とか職員の専門性はどうなっておるかというような要望もしっかりいただきましたし、可能な限り説明もさしていただきました。今10分の7終わりましたので、いただいた多様な意見を終われば全部まとめて、当然保育所にお返ししますし、教育委員会としてはその意見を参考にしながらですね、これからの保育所の運営の仕方とか、あるいは幼児教育のあり方というようなものに早急にまとめを出してですねいけないのかなあと思っておりますので、教育懇談会の中の様子というのをご理解いただいたらと思っております。以上です。

○議長（鹿島 功君） 秋田美喜雄君。

○議員（9番 秋田美喜雄君） 今答弁いただきました。で、私とその教育懇談会のすんだ後、名和なり上中山の保護者からいろいろ話を聞いたところ、名和は以前にもそういう問題があったんだからということで、まあたいした問題じゃない。ただ上中山の保護者がいわゆるカンカンというか「何でいまさら」ちゅう、で、ならしかるべき少子化になったから施設もということで、しかるべき措置なのかと聞いたところ、そういう前提はないと。で、いきなり担当者二人が説明にこられて、今教育長の答弁を聞きますと、教育長の思いが、担当者から保護者に通じなかったのか、その辺をおそらく教育長も担当者からは報告を受けておられると思います。で、後でなんか保護者参観の後に次長が来てまた説明されたとか、なんかそういうところが上中山の保護者はそれだけ理解ができなかったのかなあと思ったり、担当者の説明が悪かったのか、その辺のところをもう一度。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 秋田議員さんの再質問にお答えしたいと思う訳ですが、先ほど私の方でお話しましたように、どういうその懇談をするのかと、それから保育所の保護者にあまりそういうその教育の視点での懇談、教育懇談会というようなものも初めてだっていうこともあってですね、事務局としてもいろいろ考えてこういう行き

方はどうだろうかというのを出したんですが、秋田議員さんおっしゃったとおりにこちらの意図が十分伝わってないところを率直に反省もしておるわけですが、施策とか事業の説明というんでなしに、思いとしてはこういうことを決めていきたいんだけど皆さんどう思われますかという切り出しをしたんですが、「いや、よく分かん。こういう場合はどうか」とか、「そのあと通園はどうするか」とか、仮に言えば「兄弟が行く場所が違うようになったらどうするか」という辺で明解な答えができなかったと。それに対する不十分さというようなのを言われて、私も直に電話でも聞きました。そういう施策を決めるために「皆さんどう思われますか。どういう課題がありますか」というようなことで聞いたかったんですけども、その辺がどうもいろんな会場によって若干温度差があったように聞いておりますので、決して保護者の方が理解が悪かったという具合には思っておりません。いろんな啓発をしていく、はじめの段階というのはそういう部分もあろうかと思いますが、そういういただいた意見をもらいながら、またこちらもいろいろ準備しながら、第2回目の懇談とか、いろいろ会を重ねて保育所の運営の在り方について効果的にやって行きたい。特にこういうことができるようになったのは教育委員会が保育所を所轄するようになった私はメリットだと思っておる訳であります。保育所の課題を教育という視点でも精査しながらですね、小学校教育、あるいは中学校教育に連動して行きたいということで始めたものがあります。以前は、例えば不登校は町内では中学校にだけしか発生しておりませんでしたんですが、近年では小学校にも出てまいりました。これはなぜかというあたりには事務局もいろんなことを検証しておりますが、きっと保育所の保育の在り方についても何らかの影響があると、あるいはその辺から始めることによって、例えば、不登校ゼロの町っていうようなことはできるんでないかということもあってですね、いろんな形で思いが先行したところもあって、おっしゃったとおりに参加っていうか、来られた保護者の中には不愉快な思いをされた方もおありだと思っておりますけれども、それもひとつの過程のプロセスの中のひとつの過程だと思って反省するところは反省しながら、今後啓発に努めて行きたいとこういう具合に考えております。以上です。

○議長（鹿島 功君） 秋田美喜雄君。

○議員（9番 秋田美喜雄君） いろいろと反省もしているということでございますけど、今後こういうことがないように、やはり町民の目線に立ってそういう話というのは大事じゃないかなとは思っております。で、ちなみに上の保育所、確かに園児も少ないですし、現場の保育士さんに幼児教育課になって移管されてどう変わったか、現場は、と聞いたところ、今、目に見えてそういう変わったところはない。で、就学前にはそれなりの自分たちも教育をしてきたと、で今、年長さんはお昼寝もなくなりましたし、その間いろいろなことを教えてもらっているようでございます。この前、中山3園で年長さんの交流会があったんですけど、上中山の保育所の自慢をするわ

けではないですけど、上中山の保育所の子どもが一番はきはきしていたと、そういう話も聞いております。ですから理解できなかった部分、できるようにやはりそういう目線に立って今後していただくようにしていただきたいと思いますが、もう一度。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 持って出るテーマについて町内の4つの小学校のたとえば一年生で小1プロブレムというような問題がある訳ですが、そういうお話をしていく中で、うちの保育所ではそういうことはないって言われるとほんとにないところも現実にある訳ですし、心当たりがあるような保育所も中にはある訳で、あるところだけにそういう話をするというのもどうかなというところもあってですね、町内の小学校ではこういう状況ですと、保育所の年長組はこういう辺はどうでしょうか、うちはないと言い切られて、いや、あるという具合にもできませんで、そういう辺って言うのは、説明の仕方についても工夫を要するのかなと思っておるんですが、私ども教育委員会としては町内のどこに住んでいても、どの子も同じ教育条件、教育環境、教育システムというものをいずれは出していきたいとこういう思いですので、もう少し広く見ていただくようなそういう情報提供の仕方というのは工夫していきたいと考えております。以上です。

〔「終わります。」と呼ぶものあり。〕

○議長（鹿島 功君） 次、14番 岡田 聡君。

○議員（14番 岡田 聡君） 14番、岡田です。2点の質問をいたします。

1点目、新型交付税導入の対策はということで、国は2007年度から新型交付税の導入をもくろんでいます。県の試算によると、面積が大きく人口が少ない自治体ほど、減額の割合が大きく、我が大山町では新聞によりますと影響額（減額）の割合が0.81パーセントと県下でも5番目に高く、そして、金額では町村の中で一番高いようでございます。2007年度の予算編成に大きな影響を受けると考えられますが、（1）2007年度の財政運営をどう対処していくのか。（2）自主財源の確保や自主財源を増やす必要があるが、その対策はあるのか。以上2点をお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは岡田議員さんの新型交付税導入の対策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

交付税の算定方法の簡素化や透明化を目的として、国では新型交付税の導入の検討がなされております。平成18年度普通交付税をベースに、先ごろ県が公表いたしました第1次の試算結果によりますと、新型交付税制度が導入された場合、大山町では現行の交付額から5,090万5,000円の減額となり、鳥取市、倉吉市について県下で3番目に影響が大きい市町村であるという結果が出されております。

新型交付税制度は、都市と地方の格差を拡大させることにもつながり、地方交付税の本旨でもあります「地域間の財源調整機能」「地方財源の保障制度」の根幹を揺らがす制度改正でもあることから、国に対して制度見直しの声を強く上げてまいりたいと考えておるところであります。

さて、2007年度の財政運営をどう対処していくか、というご質問であります。現在既に2007年度の予算編成作業に入っております。将来にわたり持続可能な財政運営基盤の確立を目指して、事業の根底に立ち返った厳しい見直しや、選択と集中による限りある財源の効果的・効率的な財政運営を基本に予算編成を行ってきております。2006年度の当初予算では、「地域情報通信基盤整備事業」、「名和小学校統合校舎建設事業」など大型の投資的な事業があり、一般会計では141億800万円の大型予算でありましたが、2007年度の当初予算では、投資的事業を抑制し、90～95億円規模の緊縮型の予算を見込でおります。

また、地方交付税の時代に対応した行財政運営体制の整備を図るため、現在「大山町行財政改革審議会」の場で、補助金や負担金の在り方、公の施設管理の在り方、事務の合理化、経費の節減等について審議検討を重ねていただいております。今後は、過去の事務事業の進め方に捉われることなく、柔軟な発想や経営感覚により、事務事業の見直しや組織機構の簡素化、民間委託の推進など行財政全般にわたる改革を進めてまいりたいと考えておるところであります。

次に、「自主財源の確保やさらに自主財源を増やす必要があのではないか。その対策は。」ということになります。2007年度当初予算では、基金の取崩しの最少化に努めますとともに、議会初日にご提案をいたしました。合併支援制度を有効に活用した「大山町合併振興基金」や「大山町合併支援基金」などの新たな基金造成に努め、将来にわたり健全で安定的な財政基盤の確立を目指してまいります。

さらには、2006年度決算時に、議員のみなさんや監査委員さんからご指摘を受けております滞納金・未収金の徴収対策につきましても、差押えなどの法的手段を用い、より一層力を注いでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 岡田 聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） この新型交付税の導入は複雑で分かりにくい交付税の簡素化自体はよいということですが、単純な人口と面積割による算定では先ほどもおっしゃったように人口の少ない県や、過疎市町村では交付税が依存度の高い自治体の配分が減り増額になる大都市と自治体とますます格差が広がると懸念されます。昨今、格差の拡大ということで日本の社会が大変な状態に進んでいるような感じがいたしますが、これでは税収の少ない自治体の財源を補填するという交付税本来の趣旨に反すると思われまいます。昨日の議会でも議員発議で町村税財源の充実確保を求める意見

書ということで政府宛に意見書を採択したところですが、若年層が多い自治体、逆に高齢化率が高い自治体とでは年齢構成による財政事情といいますか、財政負担が非常に異なると思われます。そこら辺も今後は加味すべきと考えますが、われわれにとって死活問題でありますこの新型交付税、県選出の国会議員等を通じてもっともっと強力にアピールしていただきたいと思います。

もう1点全国町村会などで地方への税源移譲など国へのアピールを行っていらっしゃると思いますが、我が町にはどのような税を移譲してもらえばメリットがあるのか。そこら辺も聞かせていただきたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 岡田議員さんの再質問に答弁をさせていただきます。

新型交付税の今に対する思い、これは議員さんおっしゃるとおり私どもも捉えているところでありまして、ほんとに地方交付税の役割は何なのかということを考えてみた場合に、一番はやはり日本全国どこに暮らしていても最低の行政サービスあるいは生活ができるということを基本にすえながらその財源の調整をしていく役割として交付税があるのではないかなというふうに思っておりますし、また広い国土を守っていく管理していくという、そういったことを踏まえてもそういった財源として必要なものを財源豊かなところからそういった財源の入らない場所を管理しているところへ財源として交付していくという、そういった調整を図っていったら日本全土がやっとう衡に発展し、適正な国土が荒れないように管理ができるというふうなことにつながっていくというふうに思っておるところですが、そういった中で今回の新型交付税はおっしゃるようにほんとにどちらかということと都市部に優遇したような制度の基準になっておるところであります。ご承知のように人口対面積が人口10に対して面積が1の比率になったり、ということは人口が10の基準に対して面積の基準は1だよという、要は人口の多いところに配分が傾斜されるわけでありまして、それからそのいろいろな土地の指標があるわけですし、それからその土地の指標があるわけですが宅地が1という換算がしてありますが、山林はそれに対し0.24。宅地にかかる経費が1に対して山林は0.24ということは山林が多い町は、要はさらに面積換算が下がるわけですね。人口が10で面積が1なのにさらにその面積の要件として宅地が1で山が0.24なんていう数字が出てきますと、そうすると1の面積がさらに下がるというそういった仕組みの中での交付税でありまして、これは非常に問題だということをおれわれも認識をして強くその思いを伝えているところでもあります。

実は先般、全国大会さまざまが中央で開かれました。その時にも地元国会議員の皆さん方にそういった今行われようとしている検討されている仕組み等について申し上げ、それについての対応をお願いしたところではありますが、実際にはまだこれは試算段階ということの中でなかなか国会議員さんの中にそういった細かい情報がいつ

ないということもあったようでございまして、早速にそういった情報を受けて国の財務省の方等にも強くそういった対応を要望活動というか行動を起こしていただいておりますし、われわれ地方六団体といたしましてもやはり新型交付税の今の制度では、ほんとに人口の少ない面積の広い自治体がほんとに疲弊してしまうというようなことを強く申し入れておるところであります。

あと、税源客体こういったものをじゃあ移譲してもらえばいいのかということでありまして、そういった意味で言えば山や農地、こういった広い面積を持っている訳でありますから、こういったところで税収が得られるものが移譲していただければいいんですが、まだそういった今森林税だ、環境税だということも言われた訳であります。今既存の税の中で何を町に移管したら一番効率的なのかということについては、所得税にしますと人口が少ないところでは所得税が国税から住民税に回ってきてもあまり増えませんが、消費税もその地域の売り上げだと言われれば購買力がないと来ませんし、逆に全部もらってそれだけでやれと言われると逆につらいかなと、やっぱり交付税だなというふうに思ったりするところでありまして、いずれにしてもそこら辺のところの調整をするのが交付税、今の税システムの中で限られている税を直接的にその町に落ちる金の差がある訳でありますから、どうしても人口の多いところにそういった税の客体たくさんありますし、今現存する税の中ではいく訳でありますから、それをやはり税収の少ないところに配分するという交付税、これが一番頼りになる財源だと、だからこれについてははっきりとわれわれは大きな声を上げていかななくてはならないのかなというふうに思っておるところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 岡田 聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 先ほどいつ開かれた全国知事会かちょっと忘れてましたけど、来賓に総務大臣が来ておられて、ただ総務大臣が帰ってからいろいろ交付税なんかに関する決議を行ったというなんか、前は以前は戦う全国知事会だったのが知事の不幸事続きでなんか腰砕けというような感じらしいですが、もっともっと知事あたりにも強く働きかけていっていただきたいと思いますが、それに対してはどうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 再質問に答弁させていただきますが、もちろん知事会もありますけれども、県会の議長会、あるいは町村会、市長会、市議会議長会、町村議長会とそれが地方6団体になる訳でありますけれども、同じ思いでこれは共通する課題だというふうに思っています。

ただ、町村によってはこの制度でプラスになるというところがあります。実は鳥取県でもそういう町村がある訳でありまして、この話をするときには日吉津や湯梨浜や北栄はちょっとよそにおってもらわなにかいけんなんて冗談で言ったりしていますけ

ども、ただ実はそういったところを本当は、その程度の増え方でいいのかと、逆にもっと都市部の方の、要は税源を移譲すれば自立できるような交付団体になれるだろうと思われるような団体、そういったところのレベルとそういった地方のほんとに税源客体がなくて人口が少なくて多くの町道を抱え、町道イコール国道でありますから、これを自治対運営をしている町村、そういったところをうまくバランスが取れるようなことで考えていただかなくてはならないと思っています。全体的には交付税は減るといふ、これは国の今の財政の中で減るといふことになっている訳であります。全体的には減ってもわれわれは減らないと、鳥取県全部は減らないと、減るような要因はないんじゃないかなと、逆に思っているところでありまして、そういった制度に新しくなることを期待をしておるところでありまして、個々に増えるところと減るところで、お前が増えたけ、お前は減るだけ我慢せとか、そういう問題ではないというふうに思っておりますので、そういった意味では全体的な地方の課題として全国知事会も、知事会の中でも東京都なんかは、なんでうちで稼いだ金を地方にやらないけんだという持論の方でありますので、だからそういった方も含めて知事会はやってるわけありますから、そういった意味では全体的な地方と国の在り方の中でどうあるかという議論をしっかりとさせていただきたいと思っておりますし、我々もそういった観点の中で議論をしていかなければならないし、要望していかなければならないというふうに思っております。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 岡田 聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 私はまあ以前から考えを持っておりますが、子どもに一生懸命、骨身を削って教育を受けさせ、そうした子どもたちが都会、大都会へ出て行って大都会の繁栄を支えていると考えておりまして、そういう点が、考えれば地方へもっともっと地方へ還元されてもいいんじゃないかと考えております。今後とも町の執行部と議会も力を合わせて行財政にも取り組み、新型交付税等にも改善にもアピールしたいと思っておりますのでどうかよろしくお願いします。

次に移りたいと思います。すでにお二人の議員が、質問されておりました3番煎じの出がらしにならないようにやりたいと思いますが、「障害者自立支援法」施行についてということで、障害者の自立を目指すことを打ち出し、さらにサービス利用料の原則1割負担を求めた「障害者自立支援法」が10月から施行されました。

自立支援法の目的は、身体・知的・精神障害の種類によってばらばらだったサービスの整理統合、あるいは自立に向けた就労支援、そして利用者にも応分の負担を求めるなどであるようです。

しかし、良くなる面もあるが、問題点も多く、当事者に不安が多いと思われれます。いろいろなサービス等受けるにあたって1割負担など負担増に耐えられず、施設利用を断念したりサービスの利用回数を減らしたりというような影響が出ていると思われ

ます。

(1) 障害者程度区分の認定は、スムーズにかつ実態にあった認定が望まれるがどうでしょうか。(2) 急激な負担増に対して、県あるいは町独自の補助策は出せないのかどうか。以上、町長の考え方を質したいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは障害者自立支援法についてのご質問に答弁させていただきます。

障害者程度区分の認定につきましては、全国統一の判断基準をもって公平な認定と、それによる適切な給付決定を行うこととしております。当該認定調査につきましては、県実施の「調査員研修会」修了者のみが訪問聞き取り調査可能と、そういった者だけが調査ができるというふうになっておりますので、当町においても保健師が中心となって研修受講し、そして訪問調査に当たったところであります。

次に、急激な負担増に対しての、県あるいは町独自の補助策はということですが、西尾議員さんの方にもご答弁させていただきましたが、支援費制度が事実上破綻したと言われるのは財政的な理由によるものであります。従って現時点で町独自の補助制度は困難ではないかというふうに思うところでありますが、県に対して負担の減免や付加給付の制度の実施について要望をしていきたいというふうに思っておるところでありますし、現在、国におきまして利用者の負担の軽減措置等を検討しておるようでありまして、今月26日に全国都道府県担当課長会が開催をされ、そこで詳しい内容説明があるというふうに聞いておるところであります。そういった政府の改善内容、こういった方向について注目をしてまいりたいというふうに思うところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 岡田 聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 応能負担が応益負担になったということで利用者にとっては大変な負担増と聞きます。視覚障害者へのガイドヘルパー派遣事業を行っております米子市にあります県視覚障害者福祉協会では、4月から9月までに利用者が6割ほどに落ち込んだと聞いております。大山町において利用者の減少、あるいは利用回数の変化等は把握していらっしゃいますか。県の西部で移動支援の補助を行っているのが伯耆町だけだそうです。そこらあたり同じような支援はできないものかどうか、町長の答弁お願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 岡田議員さんの再質問ではありますが、詳しい状況につきましては担当課長の方から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（松岡 久美子君） 岡田議員さんの質問にお答えさせていただきました。

いと思います。定率の利用料の導入に伴って負担が増となりました。それに伴って本町で入所を控えて退所されたとか、それからサービスを少なくされたという実態はないかというお尋ねですけれど、今の時点では把握はいたしておりません。ただ施設入所については、県の方が毎月その辺りを障害者施設の方に調査をしておるところでございます。県の方の調査では、10月末現在ですけれど、身体知的障害者施設で入所施設1,176人のうち、10月末現在で11名の方が退所しておられます。それから通所施設558人のうち10人の方がサービスを控えておられているという実態でございます。

それから米子市の方が、移動支援をしておるけども、大山町はどうかということでしたけれど、この移動支援につきましても、西部県域9市町村が足並みを揃えまして、同じ制度で進んでおります。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 岡田 聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 町長の答弁にもいろいろ問題点は認識していらっしゃるようでございます。今後とも、3年後の見直しを待たなくても早い時期に県の方へも提言をお願いしていただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（鹿島 功君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。次回は21日に会議を開きますので定刻までに集合してください。ご苦労さんでした。

午後4時34分 散会